

Disclosure 2025

しののめ信用金庫 ディスクロージャー



しののめ信用金庫

Disclosure 2025



理事長 横山 慶一

ごあいさつ

皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
しのめ信用金庫への日頃のご支援とご愛顧に対して、厚く御礼申し上げます。

令和6年度の決算につきましては皆さまの温かいご支援とご協力により、預金は6億円増加し、期末残高は1兆464億円となりました。貸出金は地方公共団体向け貸出の減少を主要因として59億円減少し、期末残高は4,282億円となっております。当期純利益は前期比82百万円増加の16億9百万円を計上することができ、収益は安定的に推移しております。日頃の皆さまのご支援に重ねて御礼申し上げます。

当金庫はお客さまにしっかりと寄り添い、信用金庫の原点である中小企業の支援に邁進し、金融面と本業面の両面において、お客さまが抱えている課題の解決に全力で取り組みます。今後、原材料費や賃金コストがますます上昇していくことが予測され、事業運営において生産性向上が重要な要素になると思われます。このような課題についても当金庫は真摯にお客さまの本業支援に取組み、それぞれのお客さまに最適なソリューションをご提案するように努めます。これからも徹底して地域のお客さまの支援に取組み、地域経済の発展に貢献したいと考えております。

当金庫は本年6月、創立100周年を迎えることができました。これもひとえに、当金庫を育んでくださった皆さまからのご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

これからも当金庫は、企業理念「愛本位主義」に基づき組織を進化させながら、信用金庫らしい温かみのある活動を積み重ね、お客さまを最もよく知り、かつ最も身近な金融機関として、お客さまと地域の未来に貢献できるよう努めてまいります。

今後とも変わらぬご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年6月

CONTENTS

1 ごあいさつ・目次 (CONTENTS)

2 事業の概況

3 金庫の事業の運営に関する事項

6 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

9 金庫の概要と組織

10 報酬体系について

11 総代会

13 財務諸表

19 経営指標

21 預金・貸出

23 証券・時価情報

26 リスク管理債権と金融再生法開示債権の状況

27 連結決算に関する事項

34 パーゼルⅢ「第3の柱」単体

48 パーゼルⅢ「第3の柱」連結

57 金庫の主要な事業の内容・金庫のあゆみ

58 信金中央金庫～信用金庫の「中央金融機関」～

59 開示項目一覧

60 店舗のご案内

- この冊子に記載の金額はすべて単位未満を切り捨てて表示しております。
- 金額の表示は、単位未満の場合は「0」、該当金額がない場合は「－」と表示しております。

事業の概況

令和6年度の日本経済は全体として穏やかに回復をしている中、日本銀行の金融政策修正により金利のある世界に戻ってきました。賃金の引き上げが確認されてはいるものの、物価の上昇に追いつかず実質賃金上昇率は明確なプラス転換には至っておりません。今後は賃金と物価の好循環が継続的に見込まれるのかに加えて、米国トランプ政権の関税政策等による海外経済や日本経済の減速懸念等について十分注視する必要があります。

こうした状況において当金庫では、令和6年度も事業先のお客さまに対して、資金繰りや人材不足、事業承継・M&A、創業支援など多岐にわたる経営課題に応じて、最適なソリューションをご提供し、金融面と本業面の両面を支援することでお客さまの課題解決や事業の発展に貢献してまいりました。

個人のお客さまに対しては、ライフプランに応じたきめ細やかな各種金融商品のご案内・ご提案活動に継続して取り組みました。平日夜間相談会の開催や休日営業の個人総合相談プラザの運営など、お客さまにご相談いただける機会の拡充を図るとともに、公式スマホアプリである「しのめ信金アプリ+」の積極的なご案内やWEB完結型ローンなど利便性の高いサービスを提供させていただきました。

業績概況(令和6年度)

(1) 預 金

個人預金は前期比5,081百万円(0.60%)の減少、法人預金は前期比3,752百万円(2.25%)の増加となりました。法人預金のうち、公金預金が前期比1,960百万円(5.23%)の増加となっています。預金合計では、期末残高は671百万円(0.06%)増加し1,046,415百万円となり、期中平均残高は前期比5,044百万円(0.47%)増加し1,059,026百万円となりました。

(2) 貸出金

貸出金残高については、住宅ローン、地方公共団体向けの貸出金の減少を主な要因として、期末残高は、前期比5,947百万円(1.36%)減少し428,288百万円となり、期中平均残高は前期比4,082百万円(0.94%)減少し428,344百万円となりました。

(3) 損 益

① 経常利益及び経常損失

「経常収益」は前期比574百万円(4.77%)増加し、12,607百万円となりました。

貸出金利息は、貸出金期中平均残高は4,082百万円減少しましたが、利回りが上昇したことにより、126百万円(2.27%)増加しました。預け金利息は254百万円(19.49%)、有価証券利息配当金は47百万円(1.54%)増加しました。マイナス金利政策解除に伴う利回りの上昇によるものです。

「経常費用」は前期比130百万円(1.33%)増加し、9,927百万円となりました。預金利息が預金金利改定により554百万円(4,035.75%)増加した一方で、貸出債権に関する償却引当費用が393百万円(59.44%)減少したことによるものです。

この結果、「経常利益」は前期比443百万円(19.82%)増益となり、2,679百万円の計上となりました。

② 特別利益及び特別損失

「特別利益」は固定資産処分益を計上しております。「特別損失」は固定資産処分損の増加に伴い128百万円(365.17%)増加し、163百万円となりました。

③ 税引前当期純利益及び当期純利益

「税引前当期純利益」は前期比320百万円(14.54%)増加し、2,521百万円となりました。「当期純利益」は「税引前当期純利益」から「法人税、住民税及び事業税」、「法人税等調整額」を控除して、前期比82百万円(5.38%)増加し1,609百万円となりました。

④ コア業務純益

令和6年度の「コア業務純益」は、前期比367百万円減少し、2,817百万円となりました。

※金融機関の本業の収益力を表す指標として「コア業務純益」があります(詳細は19頁を参照)。業務純益は信用金庫本来の事業活動によって獲得した利益を把握することと、信用金庫の基本的な収益力を把握するために設けられた利益概念であり、「コア業務純益」はさらに業務純益から一時的な変動要因(一般貸倒引当金繰入額や国債等債券5勘定戻)の影響を控除することで、信用金庫の本来の事業活動のみの利益を把握する指標です。

金庫の事業の運営に関する事項

リスク管理の体制

リスク管理の方針

金融機関を取り巻くさまざまなリスクが一段と複雑化かつ多様化しているなかで、お客さまに安心してお取引いただけるよう、リスク管理体制の確立が不可欠となっております。当金庫では、経営の健全性を維持しつつ適正な収益を確保するため、リスク管理を経営の最重要課題と位置づけ、リスクを統合的に管理する部署として、リスク統括部を設置し体制の整備を図っております。

コンプライアンス(法令等遵守)を基盤としたリスク管理の重要性の認識を高め、個々のリスクへの対応力を向上させるとともに、リスクの一元的な管理により、リスクの総量を当金庫の体力と照らし合わせながら適切な管理を行う方針です。

また、適正な収益を確保することによって、自己資本の一層の充実を図り、許容できるリスク量を高め、信用金庫としての社会的使命を全うするに足りうる基盤づくりに努めてまいります。

審査管理体制

当金庫の信用供与(貸出)が、与信先(債務者)の業況悪化等から当初の約束どおりの利息支払いや元本返済が履行されなくなるリスク(信用リスク)を管理するため、融資審査、債権管理、経営相談、人材育成など多面的な角度から次のように対応しております。

1) 融資審査体制と人材育成

融資審査を担当する融資部は、営業推進部門(営業統括部)の影響を受けない独立した組織構成としており、信用金庫業界全体で収集蓄積されたデータベースを利用した企業信用格付制度の導入や、事業性評価による実態把握などにより、審査体制の充実を図っております。

また、営業・エリア担当の職員に対しては本部審査部門と経営相談部門及び融資集中業務部門における融資トレーニー制度の活用や、OJT、研修会等を通じて、審査能力のレベルアップを図っております。

2) 債権管理及び相談支援業務

経済構造が激変するなかで、お取引先企業の経営改善に向けた経営相談・経営支援の機能を融資部に設置しております。お取引先企業の事業が順調に伸展することにより、結果として信用リスクに係る具体的な管理の実効性が高まるとの認識に基づく対応です。

金融機関の健全性を確保するために、自己資本の充実の状況に応じて適時に必要な行政措置を国が講じる「早期是正措置」制度が導入されております。この制度に適切に対応するために、金融機関自ら資産の査定基準を定めて厳格な自己査定を行い、その結果に基づき、適切な償却・引当を行うことが求められております。当金庫では、早期是正措置はもとより関係法令や会計基準などの枠組みに沿って資産査定基本規程を定めるとともに、資産管理全般を担当する資産管理部を設置しております。資産管理部は厳格な自己査定の実施を統括するほか、劣化したリスク管理債権の早期回収と回収率の向上を図るための任務を担当しております。

3) 貸出資産の自己査定の体制

貸出資産の自己査定は、資産査定統括役員の管理のもと、第一次査定を営業店が、第二次査定を資産管理部が行い、査定結果の検証を他の部門から独立した監査部が実施する体制とし、牽制機能を確保したうえで規程や基準に従って厳格な自己査定を行っております。

内部監査体制

金庫業務全般に対して、公正かつ客観的立場から、内部管理体制・リスク管理体制の適切性や有効性を検証するとともに、その結果に基づく問題点の改善提言を通じて、金庫業務と資産の健全性・適切性を確保していくために、次のように対応しております。

1) 監査部門の独立性の確保と体制整備

監査部は、他の業務部門から独立した理事長直轄部門とし、十分な牽制機能が働く組織としております。また、監査スタッフの配置には経験等を十分配慮するとともに、金融環境の変化に対応して、内部監査規程の改正整備等を図りつつ、実効性の高い内部監査の実現に向け体制整備と監査機能の充実に努めております。

2) 内部監査

監査部は、事務処理の正確性の確保や不正防止等の観点から実施する事務検査中心の監査にとどまらず、コンプライアンス(法令等遵守)体制が有効に機能しているか、リスク管理が実際に各業務のリスク低減・回避に有効なものとなっているか、また、管理のプロセスに問題はないか等について検証し、問題点の是正・改善を進めることを目的として、全営業店及び本部に対し臨店監査を実施しております。

なお、内部監査結果は経営陣に報告するとともに、内部監査を通じて確認した重大な不備や問題点等については、その発生原因・過程を正確に分析し、改善が必要な場合には改善提言を行って、業務の適切性や効率性の確保・維持に努めております。

コンプライアンス(法令等遵守)の体制

遵法の企業風土

1) 信用金庫法に基づいてその使命遂行に徹してまいりました

経営の健全性と公共性にこだわりつつ、長い歳月のなかで健全な企業風土の醸成に努めてまいりました。お取引先との関係は信義誠実な姿勢と節度ある健全な関係を維持し、広く地域の信任を培ってまいりました。これまで、浮利の追求や業績至上主義の路線とは全く無縁で遠く距離を置いて地道な事業を営んでまいりました。

2) 「法を守る者は法によって護られる。」信用の根幹とした第一の条件です

昭和30年代から第6代吉野理事長の遺訓が今なお語り継がれています。これらは多様な場面での業務遂行における大切な判断基準になっています。この言葉の他にも、「顔や権力に屈するな。」「旨い話には乗るな。」「不純なお金は預かるな。」などの遺訓も語り継がれ、これらの伝承啓蒙はいまも弛みなく続けています。

体制整備と啓蒙・実践

1) 新しい時代の要請に応えたコンプライアンス体制の整備に努めています

金融機関経営の公共的責任を踏まえ、経営者自身の責任を明確にするとともに経営体制が法令や規則に準拠して、厳正に機能する企業統治の実現を図ります。そのためコンプライアンス統括役員と統括部署(リスク統括部)を定め、専任担当者を配置しているほか、コンプライアンス委員会の設置と統制体制を強化しています。また、各店舗にはコンプライアンス部門責任者・コンプライアンスオフィサーを任命して部門ごとの取組体制を強化するとともに、統括部署にコンプライアンスに関する相談窓口(ホットライン)を設けるなど内部牽制機能も整備しております。また、内部通報に関する規程を制定し、通報者の保護を図っております。

なお、お客さまからの苦情・相談に対応するため「お客さま相談室」を統括部署に設置しております。

2) コンプライアンス体制を整えて指導・統括・研修などを強化しています

しのめ信用金庫はコンプライアンスの取り組みを経営の最重要課題として位置づけ、事業年度ごとに法令等遵守の実践計画(コンプライアンス・プログラム)を策定し、コンプライアンス施策を実施しています。各部門では、四半期に一度全職員がコンプライアンスチェックリストに基づくセルフチェックを実施しているほか、コンプライアンス総括規程やマニュアル等に基づく啓蒙をはじめとして、新しい法令の制定や法令改正に応じた勉強会等に取り組んでおります。

また、統括部署では各部門のコンプライアンスの取組状況等を四半期ごとに確認しているほか、営業店への立入りによるモニタリングを実施し、遵守状況の把握や相談・指導等を通じてコンプライアンス体制の機能強化に努めております。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、群馬県金融機関警察連絡協議会、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

金融ADR制度の対応

● 苦情処理措置

苦情につきましては、当金庫営業日に営業店(9時～17時、電話番号は60ページ参照)またはお客さま相談室(8時45分～17時、電話：0120-160-088)にお申し出ください。

● 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客さま相談室または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話：03-5524-5671)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出があれば、群馬県弁護士会(電話：027-234-9321)の群馬県弁護士会紛争解決センターや東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。

また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与・拡散金融対策に係る基本方針

しのもめ信用金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次のとおり定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン等の防止に向けた対策を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、マネロン等の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。

経営陣は、マネロン等対策に係る態勢の整備、方針・手続・計画の立案・推進、及びリスクの特定・評価・低減に係る各種取組みを主導します。

2. 管理態勢

当金庫は、マネロン等対策の責任を担う担当役員を任命するとともに、マネロン等対策の主管部を設置し、専門性を有する人材の配置及び必要な予算の配分等、適切な資源配分を実施するとともに、マネロン等対策に関わる役員・職員間での連携の枠組みを構築します。

また、当金庫グループにおけるマネロン等対策について、グループ一体的に管理・推進するため、グループ会社間での整合的な態勢の整備や情報共有に取組みます。

3. リスクベース・アプローチ

当金庫は、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出の状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定します。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量や影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

当金庫は、新規取引開始時及び顧客情報や取引内容等に応じて取引開始後継続的に、本人確認や取引目的の確認等を実施します。

また、当金庫が顧客や取引内容等に関して確認が必要な情報を検知した場合等には、適時、追加の確認・調査を実施します。

なお、これらの確認・調査に際しては、必要に応じて追加的な証拠資料等の提出を求めます。

5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店からの報告や、取引モニタリングシステムによる検知、捜査機関等からの照会、顧客の申し出等を受け、疑わしい取引を検知した際は、その内容を調査し、疑わしい取引に該当すると判断した場合は直ちに当局に届出を行います。

6. 経済制裁及び資産凍結の措置

当金庫は、取引フィルタリングシステム等により制裁対象者との取引を検知し、調査の結果、制裁対象に該当すると判断した場合、当該取引を謝絶するとともに、資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

当金庫は、マネロン等対策に関わる全ての役職員に対して継続的に研修を実施し、役職員の知識習得、意識向上を図るとともに、各役割に応じた専門性を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

当金庫は、マネロン等リスク管理態勢について、主管部による検証に加え独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、当該結果を踏まえた継続的な改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

当金庫は、新規取引開始時及び取引開始後継続的に実施する本人確認や取引目的の確認、追加の確認・調査等について顧客から理解を得るため、当金庫のホームページや営業店における掲示等を活用して、周知・広報に取組みます。

サイバーセキュリティ管理態勢

当金庫では、サイバーセキュリティ管理を経営上の重要課題と位置づけ、サイバーセキュリティ管理態勢を強化するため、金庫内にCSIRT(Computer Security Incident Response Team)を設置しております。

より安全にお客様にサービスをご利用いただけるよう、今後もサイバーセキュリティ管理態勢の継続的な強化に努めてまいります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は中小企業等経営強化法の認定支援機関として、対話の実践を通じてお客さまの経営課題を共有し「お客さまの価値創造」と「持続的な事業支援」に向けたサポートに取り組んでおります。地域金融機関として、従来からの金融支援を含めさらに一歩踏み込み、お客さまの経営課題解決に向けた本業支援を強化してまいります。

- ① 当金庫は、お客さまの経営課題が多様化・複雑化している中、課題解決型のコンサルティング機能を発揮し、「お客さまの価値創造」に向け直接的な支援のほか、外部機関や外部専門家とも提携・連携し支援してまいります。
- ② 当金庫は、金融仲介機能の更なる発揮に向けお客さまを確りと見つけニーズや経営課題を十分に把握したうえで、スピードと最適な解決策を一緒になって考え、円滑な資金供給と柔軟な貸出の条件変更等に真摯に取り組んでまいります。
- ③ 当金庫は、お客さま企業の成長サイクルを知りステージに応じて抱えている経営課題を把握し、経営ビジョンの実現や課題解決に向けた本業支援ソリューションの提供により経営力の向上と「持続的な事業支援」を行ってまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

外部専門機関等との連携を強化し、お取引先企業の販路開拓、海外進出、産学官との連携、補助金申請および生産性改善等の支援を実施しており、お客さまのニーズ・課題解決に向けた支援を強化する態勢整備を行っております。

<主な連携先>

- ・信金中央金庫、全国信用金庫協会、関東信用金庫協会、信金キャピタル(株)
- ・経済産業省関東経済産業局、中小企業基盤整備機構関東本部、日本貿易振興機構、(株)日本貿易保険
- ・群馬県、群馬県産業支援機構
- ・群馬大学、高崎商科大学、前橋工科大学、群馬工業高等専門学校
- ・群馬県行政書士会、(株)リバネス
- ・(一財)民間都市開発推進機構、(一社)前橋まちなかエージェンシー
- ・(株)ココペリ 他

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

- ① 創業・新事業開拓の支援
 - a 各市町村や商工会議所、商工会等との情報交換や連携強化を図り、創業・新事業の開拓支援を行いました。また、日本政策金融公庫との協調商品である、しのめ創業応援ローン「追い風」を取り扱い、創業前後の資金需要に応える体制を整えています。

令和6年度の当金庫主催の創業塾は、令和6年5月から7月まで全8回にわたり開催いたしました。令和6年10月から11月には、増加する受講希望者の要望に応えるため「群馬県よろず支援拠点」との共催にて創業塾の入門編の位置づけで「創業スクール(全4回)」を開催いたしました。

(単位:百万円)

商品名	令和6年度取扱実績		令和7年3月末現在融資残高	
	件数	金額	件数	金額
創業関連保証	2	9	14	48
前橋市起業家独立開業支援資金	35	167	161	794
高崎市創業支援資金	22	109	101	480
群馬県創業者支援資金	—	—	15	46
群馬県創業者支援資金・再チャレンジ資金	36	172	93	343
埼玉県起業家育成資金	—	—	1	0
創業関連資金(当金庫)	1	41	6	352
しのめ創業応援ローン「追い風」(日本政策公庫協調)	—	—	2	8
合計	96	498	393	2,071

- b 群馬県における次世代産業の創出と育成を目的に、群馬県・群馬銀行・群馬大学・前橋工科大学・群馬工業高等専門学校・(株)リバネスと連携協定を締結し「ぐんま次世代産業創出・育成コンソーシアム」を設立しており、前年度に引き続き、令和6年7月13日に「第4回ぐんまテックブランングランプリ」が開催され、大学等のアカデミアを中心として9チームのファイナリストによるプレゼンテーションが行われました。県内の産学官金が有機的に連携し、研究機関が有する研究シーズと地域企業が有する高度な研究開発力を素地として、新産業の創出・育成を目指します。

② 成長段階における支援

当金庫は、コンサルティング機能の発揮による取引先の経営改善支援や地方公共団体、中小企業関係団体との連携によるビジネスマッチング、産学官連携による技術開発支援等を通じた新たな販路獲得等に向けた支援および中小企業診断士、税理士等の知見を活用した収益性や財務等の改善支援を積極的に実施しております。

③ 事業承継・M&Aの取組み

当金庫は、法人営業部内に事業承継M&A支援チームを組成して営業店と協力しながら、中小企業基盤整備機構、群馬県産業支援機構、信金中央金庫、信金キャピタル(株)、しののめキャピタル(株)、TSUNAGU(株)、(株)SNET東京ビジネスコンサルティングおよび専門的な士業の方々との連携も活用し、お客さまの事業承継課題に対しての支援を行っております。

また、日本政策金融公庫との協調商品である、しののめ事業承継応援ローン「TORCH(トーチ)」の取り扱いも行うなど事業承継に係る資金面での支援態勢も充実させております。

④ 有料職業紹介事業の取組み

当金庫は、令和4年10月に有料職業紹介事業の許認可を取得し、有料職業紹介事業に参入し、(株)パソナ、ヒューレックス(株)、パーソルホールディングス(株)、(株)みらいワークス、ポリテクセンター群馬、産業雇用安定センター等と連携し、お客さまの持つ人材における課題に対しての支援を行っております。

⑤ 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

中小企業活性化協議会や税理士等の外部機関と連携し、具体的な提案および再生計画策定支援を積極的に行っております。主な取り組みは以下のとおりです。

- a 経営相談先の経営改善計画の達成率向上を図るために定期的にモニタリングを実施し、外部専門家と連携した経営改善支援など適宜適切な指導やアドバイス等、お取引先企業の支援を行いました。
- b 再生が必要とされるお取引先企業については、中小企業活性化協議会などと連携を図り取り組んでいます。

4. 地域の活性化に関する取組み状況

- ① 地域の特色(自然、歴史、文化、風土等)を重んじ、相互に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働により、地域社会の発展と地域経済の活性化、市民サービスの向上に資することを目的として「地域活性化に向けた包括連携に関する協定書」を各地方自治体と締結しております。締結先は以下のとおりです。

＜提携先：富岡市、前橋市、安中市、藤岡市、みどり市、下仁田町、高崎市、伊勢崎市＞※締結順

また、前橋市とは令和6年5月9日に「前橋まちなか活性化の取組みに関する連携協定」を締結しました。本協定は中心市街地に関わる事項に内容を絞ることで、より具体的な内容で連携することを目的としています。

- ② 前橋市の中心市街地の活性化を目的に、一般財団法人民間都市開発推進機構との共同出資により、マネジメント型まちづくりファンド「前橋まちなかまちづくりファンド」を令和3年3月8日に設立し、令和6年11月15日には第3号案件となる無担保社債(分割制限付少数人私募債)を引受けしました。今後も前橋市が官民協働で策定した「前橋市アーバンデザイン」の対象エリア内における空き家・空き店舗等の地域課題や、地域活性化に向けた取り組みに対する支援を行ってまいります。

- ③ 昭和39年に建設された前橋営業部がリノベーション工事を経て令和4年9月にリニューアルオープンしました。信用金庫としての機能だけでなく、ライブラリーコーナー、コーヒースタンド、ホール等を備え、地域のコミュニティースペースとして生まれ変わり、隣接する広場「つどにわ」では地域の賑わいに繋がる様々なイベントを開催しております。

- ④ 「富岡製糸場と絹産業遺産群」の世界遺産登録や、「上野三碑」の世界記憶遺産登録を契機とする地域活性化に取り組んでおります。主な取り組みは以下のとおりです。

- a 世界遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」に関連する各種事業性資金など地元の商店街や事業者の取り組みを積極的に支援することを目的とした、地域活性化応援資金「赤れんがローン」及び地場産業応援ファンド「絹の里ファンド」を取り扱いしております。
- b 富岡製糸場及び周辺の清掃活動である「リレー・フォー・クリーン2024-2025TOMIOKA・SEISHI」には、多くの職員がボランティアとして参加しました。
- c 富岡市及び周辺地域の地域活性化策として「富岡まちづくりアワード2024」を開催しました。世界遺産を活かしたアイデアを広く募集し、決勝プレゼン大会では、学生部門10チーム、ビジネス部門10チームが地域の魅力を再発見し活力あるまちを創るアイデアを発表しました。

5. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- ① お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
- ② 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
ガイドラインに沿って、どの部分が十分でないために保証契約が必要になるのか、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるかを丁寧に説明し、それらの内容について記録・保管いたします。

- ③ 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- ④ お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- ⑤ 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- ⑥ お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

令和6年度の経営者保証に関するガイドラインの取組み状況については、以下のとおりです。

	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	3,711件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資件数の割合	66.60%
保証契約を解除した件数	42件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	1件

金庫の概要と組織

概 要	名 称	しのめ信用金庫
	所 在 地	群馬県富岡市富岡1123
	創 立	1925年(大正14年)6月25日

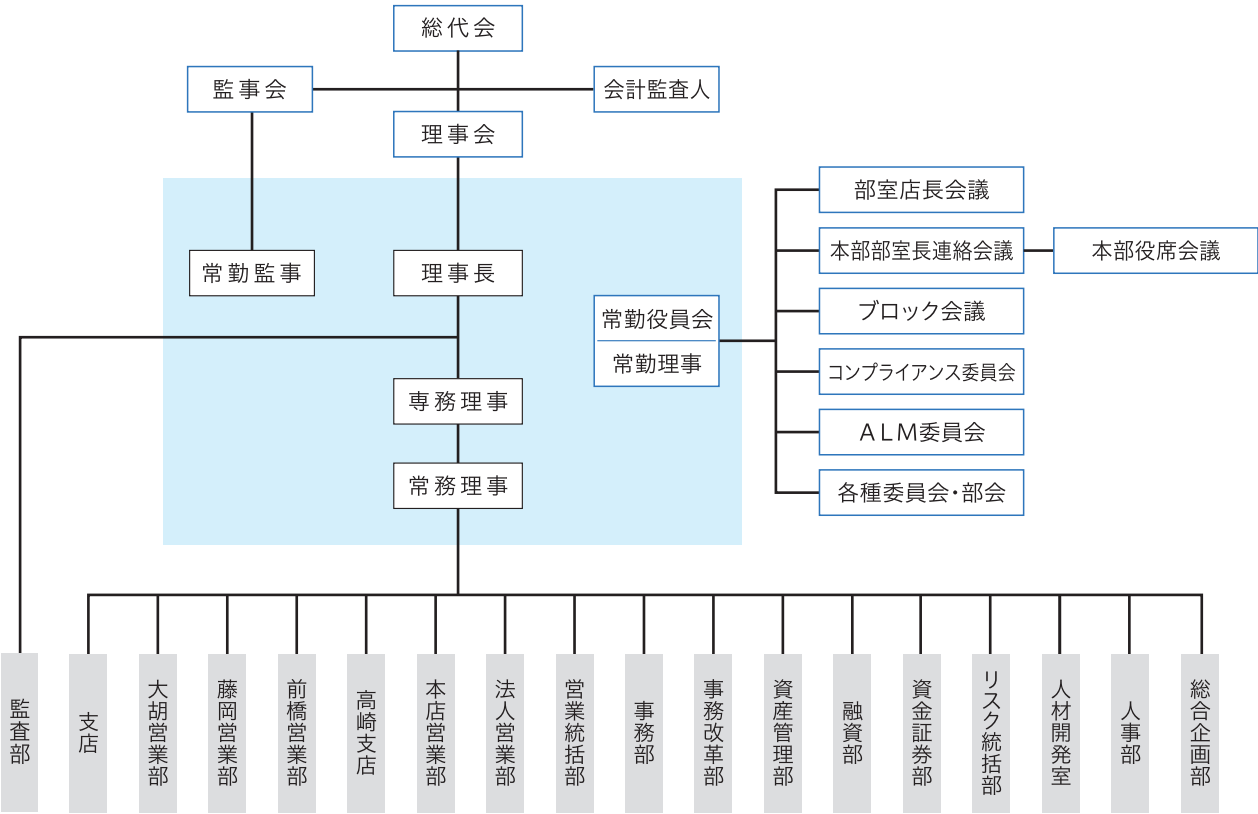
役員一覧 (令和7年6月末日現在)

理 事 長	横 山 慶 一 (代表理事) ※1	理 事	三 原 豊 章 ※1
専 務 理 事	長 谷 川 登 (代表理事)	理 事	堀 口 良 一 ※1
常 務 理 事	神 宮 勝 巳 (代表理事)	常 勤 監 事	廣 澤 英 樹
常 勤 理 事	山 田 恵 弘	監 事	塚 田 宏 ※2
常 勤 理 事	高 坂 豊	監 事	小 林 馨
常 勤 理 事	櫻 井 稔		
常 勤 理 事	高 間 覚		

※1 横山慶一、三原豊章、堀口良一は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界の申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 塚田宏は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

組織図 (令和7年6月末日現在)



報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用させる退職慰勞金の支払いに関して、主としてその金額の決定方法等を規程で定めております。

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	157

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」138百万円、「退職慰勞金」18百万円となっております。

なお、「退職慰勞金」は当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

総代会

総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。

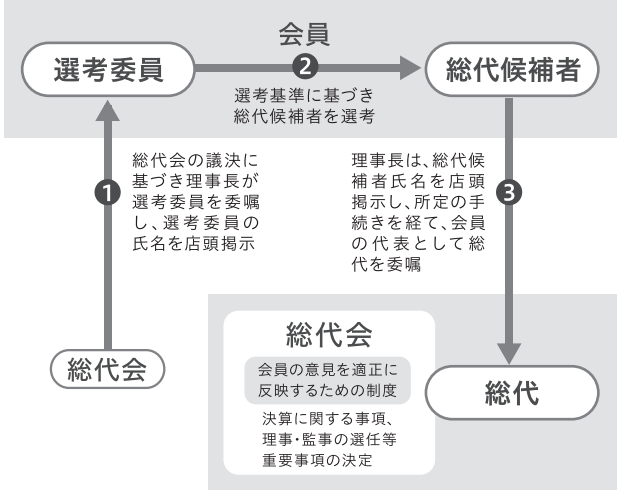
しかし、当金庫の会員数は61,813名(令和7年3月31日現在)とたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の皆さまの中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

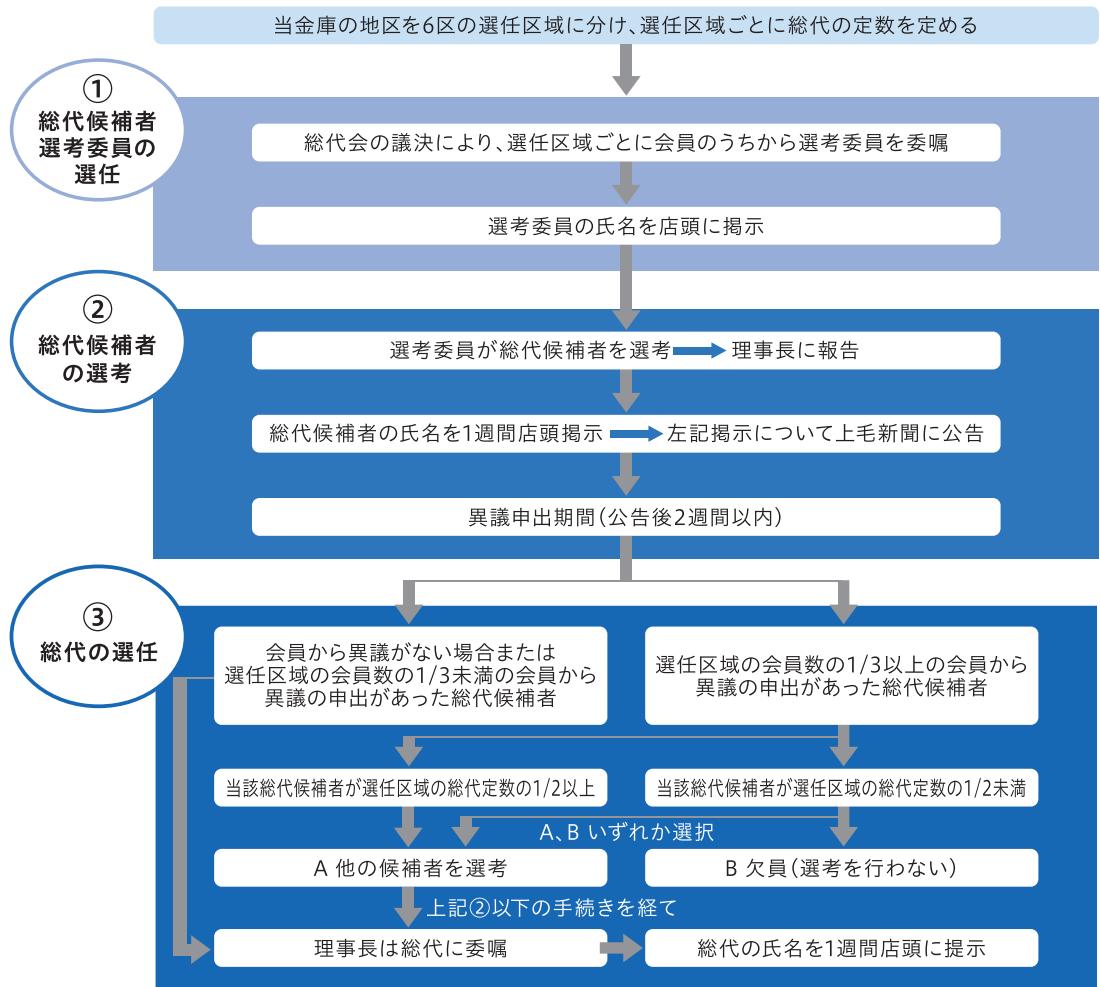
また、当金庫では、総代会に限定することなく、会員の皆さまからの意見聴取※やお客さま方で構成される組織・サークルなどの活動において、ご要望などを確認するなど、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

※会員からの意見聴取といたしまして、意見・要望の投書用紙を店頭に設置、電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置、役職員による日々の訪問活動の実施などを通じて、会員の意見を経営に反映させております。

総代会は、会員の皆さま一人ひとりの意見を適正に反映するためのひらかれた制度です



総代が選任されるまでの手続き



●上記フロー図は、当金庫定款において定める総代選任手続きに基づいております。

総代とその選任方法

● 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は、140人以上210人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。

● 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準^(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

(注) 総代候補者選考基準

1. 地域においてその事情に精通し、貢献度も高く、信望の厚い方
2. 地域の産業、経済、文化の発展に関心をもち指導的立場にある方
3. 良識ある判断力と行動力を有し、総代として十分活動ができる方
4. 人格、識見に優れ、地域金融の重要性を理解し、金庫の存立と発展に寄与できる方

5. 金庫の使命と経営理念に共感し、経営方針への理解も深く、協同組織性の理解の上に立って金庫との良好な取引関係を有する方
6. 遵法精神と倫理観が高く、法規違反ならびに金庫の定款に定める会員資格等に抵触していない方

第80期通常総代会の決議事項

令和7年6月23日に第80期通常総代会をホテルグランビュウ高崎にて開催し、下記の議案を審議可決いたしました。

● 報告事項

第80期(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
業務報告、貸借対照表及び損益計算書報告の件

● 決議事項

- 第1号議案 第80期剰余金処分案の承認を求める件
- 第2号議案 定款一部変更に関する件
- 第3号議案 会員除名に関する件
- 第4号議案 会計監査人選任に関する件
- 第5号議案 任期満了に伴う理事の選任に関する件
- 第6号議案 監事2名の選任に関する件
- 第7号議案 退任役員に対する退職慰労金の贈呈に関する件

総代の氏名等 (令和7年5月31日現在、50音順、敬称略)

選任地区	人数	氏 名
第1区	22人	飯野豊③/石井三男③/入山敏郎⑤/入山寛之②/入山正男⑤/岩井秀昭②/大塚進⑦/大野勝巳②/奥田浩司②/加納素子⑦/小堀良夫⑦ 佐々木建一⑤/佐藤克佳⑦/佐藤康浩④/田中和彦⑤/田村徳良③/勅使河原正己③/三木一則②/宮崎誠⑦/宮前有光⑦/茂木和弘④ 山田浩③
第2区	15人	安齊郁宏③/上原康廣⑥/大澤卓朗①/荻野匡司⑥/木田幸一④/柴田洋⑦/須藤英仁⑦/瀧上仁夢①/富岡隆⑦/萩原信夫①/廣井隆行② 松岡将之①/茂木吉成⑦/横山孝明⑦/吉田茂雄⑤
第3区	21人	畔上賢治⑦/石田房嗣⑦/今井和久⑦/岩井健人⑦/梅澤徹⑦/江原友道⑦/小坂裕一郎③/小林長三郎⑦/齊藤誠④/柴山聡一郎② 鈴木均③/高橋大将②/竹越正博⑦/竹村憲英②/塚本定夫⑤/豊田一郎⑦/新田元大⑦/林直男⑦/町田勤⑦/村田茂行⑦/山口武志③
第4区	35人	新井和成④/有賀正起①/井草晃③/井草勝幸⑦/井上幸己③/浦山全③/大山英行②/片野真吾①/加藤勝①/木村修三⑦/熊井戸浩一③ 熊井戸美佐夫①/小井土靖⑦/小林明⑦/鈴木義昭①/関口功⑦/高橋和雄⑤/高橋達樹①/高柳正行⑦/竹内一普③/辻仁美② 長井宏幸①/永井芳郎⑤/根岸淳③/野村隆⑦/萩原正弘③/原澤一壽①/廣瀬雅美②/深井正毅⑦/堀越一郎⑦/眞下俊明④/茂木崇泰① 矢島伸之③/横田光二⑦/渡辺壮一①
第5区	49人	阿部実③/天田和幸②/荒井芳明⑦/石井健介①/石橋照夫⑦/石綿正彦⑥/井上一彦②/入澤拓夫④/岩寄廣志③/江黒純一⑦/江原謙治② 片平孝弘④/加藤真一③/門倉正③/神山光永③/鹿沼雅和①/北爪英樹⑦/木村清高⑥/見城信之②/鯉登茂行②/廣山悟③/古賀廣成⑦ 小林要一③/佐伯一⑥/設楽誠一⑦/渋谷優一郎①/志村正広①/関口典明④/高橋明⑦/高橋秀一⑦/立見丈夫⑦/都丸高志⑥/都丸正樹⑦ 野口光正⑦/橋詰一彦⑤/初谷桂吾①/平出武史②/平形敦史②/平方宏④/広瀬博之①/廣田哲也④/福島勇人③/町田敏康①/宮下学④ 宮嶋祐介②/茂木誠③/茂木実⑥/米岡孝夫⑦/和佐田幸子④
第6区	23人	青木栄子②/飯島明美②/飯塚俊直③/石関弥里②/井野益美⑦/今井正典⑦/大川弘志③/大川博之④/川和良孝②/菊池千恵② 小島克也②/山藤浩一⑦/清水徳次③/白石昌一③/高橋宏道②/高橋祐介⑤/温井康宏②/平方浩③/深沢維泉②/眞下康久②/宮原一二④ 山口博①/湯澤弘⑦

(注) 丸数字は合併後の総代就任回数。

第1区 富岡市 第2区 甘楽郡、安中市、長野県佐久市、北佐久郡軽井沢町 第3区 藤岡市、多野郡 第4区 高崎市、渋川市、北群馬郡 第5区 前橋市
第6区 桐生市、みどり市、太田市、伊勢崎市、佐波郡、埼玉県本庄市、熊谷市(旧大里郡妻沼町・大里町・江南町を除く)、深谷市、大里郡、秩父市のうち旧秩父郡吉田町、児玉郡

(総代の属性等別構成比)
職業別: 法人・法人の代表者 93%、個人事業主 6%、個人 1% 年代別: 80代以上 1%、70代 39%、60代 30%、50代 23%、40代 7%
業種別: 製造業 25%、建設業 26%、卸、小売業 14%、サービス業 22%、その他 13% (注) 業種別の構成比は法人・法人代表者および個人事業主に限る。

財務諸表

貸借対照表

単位:百万円		
科 目	令和5年度(第79期)	令和6年度(第80期)
(資産の部)		
現金	8,655	7,782
預け金	253,629	244,626
買入金銭債権	575	49
有価証券	368,091	380,062
国債	24,051	49,524
地方債	47,570	34,947
社債	146,621	165,427
株式	433	635
その他の証券	149,414	129,526
貸出金	434,235	428,288
割引手形	1,739	1,005
手形貸付	28,697	23,862
証書貸付	384,735	385,107
当座貸越	19,063	18,312
その他資産	7,565	7,531
未決済為替貸	362	274
信金中金出資金	5,384	5,384
前払費用	68	48
未収収益	1,403	1,477
その他の資産	346	346
有形固定資産	9,207	9,080
建物	2,748	2,709
土地	5,591	5,620
建設仮勘定	11	49
その他の有形固定資産	856	700
無形固定資産	348	297
ソフトウェア	180	149
その他の無形固定資産	167	147
前払年金費用	1,688	2,205
繰延税金資産	453	118
債務保証見返	460	615
貸倒引当金	△4,334	△4,481
(うち個別貸倒引当金)	(△3,039)	(△3,467)
資産の部合計	1,080,576	1,076,176

純資産額・総資産額

単位:百万円		
科 目	令和5年度(第79期)	令和6年度(第80期)
純資産額	30,733	25,120
総資産額	1,080,115	1,075,560

●総資産額については貸借対照表の資産の部の合計から債務保証見返を控除しております。

単位:百万円		
科 目	令和5年度(第79期)	令和6年度(第80期)
(負債の部)		
預金積金	1,045,744	1,046,415
当座預金	15,116	13,100
普通預金	620,996	638,686
貯蓄預金	10,504	9,476
通知預金	1,678	856
定期預金	376,738	360,352
定期積金	15,492	14,073
その他の預金	5,216	9,868
その他負債	1,514	1,826
未決済為替借	552	336
未払費用	95	307
給付補填備金	1	1
未払法人税等	496	474
前受収益	172	151
払戻未済金	28	33
金融派生商品	6	10
資産除去債務	74	205
その他の負債	85	305
賞与引当金	271	330
退職給付引当金	1,414	1,438
役員退職慰労引当金	115	134
睡眠預金払戻損失引当金	16	10
偶発損失引当金	58	58
再評価に係る繰延税金負債	247	225
債務保証	460	615
負債の部合計	1,049,843	1,051,055
(純資産の部)		
出資金	10,805	10,772
普通出資金	4,805	4,772
優先出資金	5,460	5,460
その他の出資金	540	540
資本剰余金	1,500	1,500
資本準備金	1,500	1,500
利益剰余金	22,726	24,239
利益準備金	2,702	2,862
その他利益剰余金	20,023	21,377
特別積立金	11,416	11,416
当期末処分剰余金	8,607	9,960
処分未済持分	△140	△138
会員勘定合計	34,891	36,373
その他有価証券評価差額金	△4,544	△11,557
土地再評価差額金	386	305
評価・換算差額等合計	△4,158	△11,252
純資産の部合計	30,733	25,120
負債及び純資産の部合計	1,080,576	1,076,176

損益計算書

単位：百万円		
科 目	令和5年度(第79期)	令和6年度(第80期)
経常収益	12,033	12,607
資金運用収益	10,029	10,457
貸出金利息	5,545	5,671
預け金利息	1,304	1,558
有価証券利息配当金	3,081	3,128
その他の受入利息	99	98
役務取引等収益	1,407	1,544
受入為替手数料	451	466
その他の役務収益	955	1,078
その他業務収益	146	250
国債等債券売却益	145	248
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	0	2
その他経常収益	449	354
償却債権取立益	201	132
株式等売却益	97	38
その他の経常収益	149	183
経常費用	9,796	9,927
資金調達費用	14	568
預金利息	13	567
給付補填備金繰入額	0	0
役務取引等費用	698	733
支払為替手数料	129	136
その他の役務費用	568	596
その他業務費用	796	967
国債等債券売却損	763	402
国債等債券償還損	19	551
金融派生商品費用	11	12
その他の業務費用	2	0
経費	7,509	7,308
人件費	4,886	4,583
物件費	2,412	2,478
税金	209	246

単位：百万円		
その他経常費用	778	349
貸倒引当金繰入額	372	204
貸出金償却	290	63
株式等売却損	—	30
その他資産償却	—	0
その他の経常費用	115	51
経常利益	2,236	2,679
特別利益	0	5
固定資産処分益	0	5
特別損失	35	163
固定資産処分損	35	163
減損損失	—	—
税引前当期純利益	2,201	2,521
法人税、住民税及び事業税	610	599
法人税等調整額	63	312
法人税等合計	674	912
当期純利益	1,527	1,609
繰越金(当期首残高)	7,079	8,271
土地再評価差額金取崩額	—	80
当期末処分剰余金	8,607	9,960

剰余金処分計算書

単位：千円		
科 目	令和5年度(第79期)	令和6年度(第80期)
当期末処分剰余金	8,607,149	9,960,933
剰余金処分額	336,038	345,147
利益準備金	160,000	170,000
普通出資に対する配当金	93,598	92,707
配当率	2.00%	2.00%
優先出資に対する配当金(※1)	55,440	55,440
配当率	0.70%	0.70%
優先出資に対する配当金(※2)	27,000	27,000
配当率	0.90%	0.90%
繰越金(当期末残高)	8,271,111	9,615,785

※1（平成19年3月発行）
※2（平成22年4月発行）

会計監査人による監査

令和6年6月25日開催の第79回通常総代会及び、令和7年6月23日開催の第80回通常総代会で報告を行った令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和7年6月24日

しのめ信用金庫

理事長 横山 慶一

注記

貸借対照表

- (注)
1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
- なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 | 3年～50年 |
| その他 | 3年～15年 |
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、一次査定を営業関連部署が、二次査定を資産査定部署が実施し、最終査定を当該部署から独立した監査部及び資産査定統括役員が行い、その最終査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,585百万円であります。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。
- | | |
|----------|---------------------|
| 過去勤務費用 | : その発生年度に一括費用処理 |
| 数理計算上の差異 | : その発生年度の翌年度に一括費用処理 |
- 当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- ① 制度全体の積立状況に関する事項
(令和6年3月31日現在)
- | | |
|-----------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,832,300百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と | |
| 最低責任準備金の額との合計額 | 1,853,684百万円 |
| 差引額 | △21,384百万円 |
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合
(令和6年3月分) 0.6735%
- ③ 補足説明
- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金128百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
- 為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。
15. 投資信託(上場投資信託を除く)の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。
16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | | |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 4,481百万円 |
|-------|----------|
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- | | |
|--------|--------|
| 繰延税金資産 | 118百万円 |
|--------|--------|
- 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する
- | | |
|---|------------|
| 金銭債権総額 | 14百万円 |
| 子会社等の株式または出資金の総額 | 30百万円 |
| 子会社等に対する金銭債権総額 | 1百万円 |
| 子会社等に対する金銭債務総額 | 41百万円 |
| 有形固定資産の減価償却累計額 | 9,880百万円 |
| 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。))であります。 | |
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 2,840百万円 |
| 危険債権額 | 15,260百万円 |
| 要管理債権額 | 3,582百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 26百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | 3,556百万円 |
| 小計額 | 21,683百万円 |
| 正常債権額 | 408,302百万円 |
| 合計額 | 429,985百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から

- 三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
23. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,005百万円であります。
24. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- | | |
|-------------|-----------|
| 担保に供している資産 | |
| 預け金 | 10,253百万円 |
| 有価証券 | 1,505百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 1,728百万円 |
- 上記のほか、為替決済の担保として、預け金20,000百万円を差し入れております。
25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日及び平成14年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価」により算定。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,051百万円
- 再評価を行った事業用土地の期末における時価の算定方法は、再評価に関する法律施行令第2条第4号に定める「当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。
26. 「有価証券」の中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は767百万円であります。
27. 出資1口当たりの純資産額 1,892円71銭
28. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、融資業務に関する管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、資産管理部により行われ、また、定期的に常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部において、信用情報

や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、必要に応じて常勤役員会、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤役員会や理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基本規程に従い行われております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び常勤役員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、デリバティブ取引取扱規程に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」等であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに異なる)等による時価の変動額を市場リスク量とし、金利変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末現在、時価が21,232百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

また、当金庫では、バンキング勘定の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク・リミットの範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、当事業年度末現在でバンキング勘定の市場リスク量は8,097百万円と把握しております。

なお、当金庫ではVaRにより計測されたリスク量の適切性を検証するため、VaRを損益と比較するバック・テストを実施し、リスク計測手法の有効性について分析しております。しかしながら、VaRは、過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、前提条件や計測手法によって異なる値となるほか、通常では考えられないほど市場が激変する状況下におけるリスクを適切に捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあり得ます。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、

外国為替(資産・負債)売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びにコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)			
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	244,626	238,279	△6,347
(2) 有価証券	379,329	374,024	△5,305
満期保有目的の債券	57,626	52,321	△5,305
その他有価証券	321,702	321,702	－
(3) 貸出金(※1)	428,288		
貸倒引当金(※2)	△4,481		
(貸出金小計)	423,806	429,475	5,668
金融資産計	1,047,763	1,041,779	△5,984
(1) 預金積金(※1)	1,046,415	1,044,449	△1,966
(2) 借入金(※1)	－	－	－
金融負債計	1,046,415	1,044,449	△1,966

(※1)預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、取引金融機関から提示された価格、又は市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関、情報ベンダーから提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、市場金利を割引率とした割引現在価値から貸倒見積高を控除し、時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32.から36.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価値

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(2)借入金

借入金はすべて固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人株式(※1)	30
非上場株式(※1)	170
組合出資金(※2)	531
合 計	732

(※1)子会社・子法人等株式、非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

30. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	88,414	95,712	18,500	42,000
有価証券	41,522	199,550	65,388	62,647
満期保有目的の債券	4,766	11,676	18,382	22,801
その他有価証券のうち満期があるもの	36,755	187,874	47,005	39,846
貸出金(※2)	74,221	143,459	89,485	121,122
合 計	204,158	438,721	173,373	225,770

(※1)預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(※2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

31. 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	967,009	78,409	6	972
借入金	－	－	－	－
合 計	967,009	78,409	6	972

(※)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、36. まで同様であります。

売買目的有価証券は該当ありません。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,380	4,405	25
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	1,500	1,502	2
	小計	5,880	5,908	27
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	5,752	5,564	△188
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	1,267	1,184	△83
	その他	44,726	39,665	△5,061
	小計	51,746	46,413	△5,333
合 計		57,626	52,321	△5,305

その他有価証券 (単位:百万円)				
	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	324	260	63
	債券	7,100	7,097	3
	国債	999	999	0
	地方債	2,600	2,599	0
	短期社債	－	－	－
	社債	3,501	3,498	2
	その他	17,176	16,307	868
	小計	24,601	23,665	935
	株式	110	128	△17
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	231,398	241,371	△9,972
	国債	38,391	40,719	△2,327
	地方債	32,347	34,332	△1,985
	短期社債	－	－	－
	社債	160,659	166,319	△5,660
	その他	65,592	68,095	△2,503
	小計	297,101	309,594	△12,493
合 計		321,702	333,260	△11,557

33. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

34. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	247	27	△30
債券	12,655	6	△402
国債	1,002	6	－
地方債	6,795	－	△260
短期社債	－	－	－
社債	4,858	0	△141
その他	2,383	252	－
合 計	15,286	286	△432

35. 保有目的を変更した有価証券はありません。
36. 減損処理を行った有価証券はありません。
37. 運用目的、満期保有目的、及びその他の金銭の信託はありません。
38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、104,279百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が24,498百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	1,532百万円
固定資産減損損失	225百万円
退職給付引当金	406百万円
減価償却損金算入限度超過額	51百万円
賞与引当金	91百万円
役員退職慰労引当金	38百万円
その他	171百万円
繰延税金資産小計	2,517百万円
評価性引当額	1,749百万円
繰延税金資産合計	767百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	625百万円
その他	24百万円
繰延税金負債合計	649百万円
繰延税金資産の純額	118百万円

40. その他の出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した540百万円が含まれております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.37%となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

損益計算書

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益 163円98銭
- 「その他の経常費用」には、信用保証協会への将来の負担金支払いに備える偶発損失引当金繰入額48,146千円等を含んでおります。
- 営業用店舗については、営業店(本店営業部、各支店)ごとに継続的な収支の把握を行なっていることから各営業店をグルーピングの最小単位としております。本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。
- (収益を理解するための基礎となる情報)
収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。 なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
外国為替業務	外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に係る受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

経営指標

最近5年間の主要な経営指標の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益(百万円)	11,202	11,350	11,319	12,033	12,607
経常利益(百万円)	1,113	1,978	2,604	2,236	2,679
又は経常損失(△)					
当期純利益(百万円)	945	1,524	1,501	1,527	1,609
又は当期純損失(△)					
出資総額(百万円)	10,938	10,900	10,834	10,805	10,772
普通出資	4,938	4,900	4,834	4,805	4,772
優先出資	6,000	6,000	5,460	5,460	5,460
その他の出資金	－	－	540	540	540
出資総口数(千口)	12,876	12,800	12,428	12,371	12,304
普通出資	9,876	9,800	9,668	9,611	9,544
優先出資	3,000	3,000	2,760	2,760	2,760
純資産額(百万円)	34,980	33,963	28,601	30,733	25,120
総資産額(百万円)	1,101,285	1,072,404	1,069,385	1,080,576	1,076,176
預金積金残高(百万円)	1,022,147	1,034,104	1,037,345	1,045,744	1,046,415
貸出金残高(百万円)	463,969	444,940	437,413	434,235	428,288
有価証券残高(百万円)	366,579	381,051	382,996	368,091	380,062
単体自己資本比率	7.72%	8.08%	8.08%	8.23%	8.50%
出資に対する配当金					
(出資1口当たり)普通出資	10円	10円	10円	10円	10円
(出資1口当たり)優先出資	33円	33円	29円	29円	29円
役員数	14人	13人	12人	12人	12人
うち常勤役員数	9人	9人	8人	8人	8人
職員数	643人	640人	635人	642人	662人
会員数	64,241人	63,557人	63,005人	62,452人	61,813人

業務粗利益

単位:百万円		
科 目	令和5年度(第79期)	令和6年度(第80期)
資金運用収支	10,015	9,888
資金運用収益	10,029	10,457
資金調達費用	14	568
役務取引等収支	709	811
役務取引等収益	1,407	1,544
役務取引等費用	698	733
その他の業務収支	△649	△716
その他業務収益	146	250
その他業務費用	796	967
業務粗利益	10,074	9,983
業務粗利益率	0.92%	0.93%

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用(令和5年度―百万円、令和6年度―百万円)を控除して表示しております。

2. 業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}}$

3. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

業務純益

単位:百万円		
科 目	令和5年度(第79期)	令和6年度(第80期)
業務純益	2,434	2,393
実質業務純益	2,547	2,111
コア業務純益	3,184	2,817
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	3,146	2,814

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利益率・利鞘

項 目	令和5年度 (第79期)	令和6年度 (第80期)
総資産利益率		
総資産経常利益率	0.20%	0.24%
総資産当期純利益率	0.13%	0.14%
総資金利鞘		
資金運用利回	0.92%	0.97%
資金調達原価率	0.70%	0.79%
総資金利鞘	0.21%	0.17%

●総資産経常(当期純)利益率は以下の算式によって算出しております。

経常(当期純)利益

総資産(債務保証見返を除く)平均残高

×100

●国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預貸率・預証率

項 目	令和5年度 (第79期)	令和6年度 (第80期)
預貸率		
期末	41.52%	40.92%
期中平均	41.02%	40.44%
預証率		
期末	35.19%	36.32%
期中平均	36.58%	36.53%

資金運用収支の内訳

単位: 百万円

項 目	令和5年度(第79期)			令和6年度(第80期)		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,089,860	10,029	0.92%	1,072,419	10,457	0.97%
うち貸出金	432,427	5,545	1.28%	428,344	5,671	1.32%
うち預け金	267,282	1,304	0.48%	251,360	1,558	0.61%
うち有価証券	385,605	3,081	0.79%	386,901	3,128	0.80%
資金調達勘定	1,072,877	14	0.00%	1,059,026	568	0.05%
うち預金積金	1,053,982	14	0.00%	1,059,026	568	0.05%
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和5年度3,068百万円、令和6年度3,124百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和5年度-百万円、令和6年度-百万円)及び利息(令和5年度-百万円、令和6年度-百万円)を、それぞれ控除して表示しております。
2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

受取・支払利息の増減状況

単位: 百万円

項 目	令和5年度(第79期)			令和6年度(第80期)		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	△21	772	751	△84	512	427
うち貸出金	△67	4	△62	△52	178	126
うち預け金	94	443	537	△76	330	254
うち有価証券	△43	323	279	10	37	47
うちその他	△4	1	△3	33	△34	△0
支払利息	0	△2	△2	0	554	554
うち預金積金	0	△2	△2	0	554	554
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
うちその他	—	—	—	—	—	—

● 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。
● 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

預金

流動性預金・定期性預金・譲渡性預金 その他の預金の平均残高

単位：百万円（構成比％）			
科 目	令和5年度（第79期）		令和6年度（第80期）
流動性預金	643,174	（61.1）	667,973 （63.1）
うち有利息預金	569,154		593,922
定期性預金	407,183	（38.6）	387,100 （36.5）
うち固定金利定期預金	390,024		372,261
うち変動金利定期預金	399		350
その他の預金	3,625	（0.3）	3,953 （0.4）
合 計	1,053,982	（100.0）	1,059,026 （100.0）

- 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
- 定期性預金＝定期預金＋定期積金
- 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
- 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
- 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

固定金利定期預金・変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高

単位：百万円（構成比％）			
科 目	令和5年度（第79期）		令和6年度（第80期）
固定金利定期預金	376,355	（99.9）	360,031 （99.9）
変動金利定期預金	383	（0.1）	320 （0.1）
その他の定期預金	0	（0.0）	－
合 計	376,738	（100.0）	360,352 （100.0）

貸出

貸出金科目別平均残高

単位：百万円（構成比％）			
科 目	令和5年度（第79期）		令和6年度（第80期）
割引手形	1,516	（0.3）	1,190 （0.2）
手形貸付	24,910	（5.8）	23,914 （5.6）
証書貸付	386,698	（89.4）	384,524 （89.8）
当座貸越	19,302	（4.5）	18,715 （4.4）
合 計	432,427	（100.0）	428,344 （100.0）

（注）国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

使途別の貸出金残高

単位：百万円（構成比％）			
項 目	令和5年度（第79期）		令和6年度（第80期）
設備資金	264,643	（60.9）	265,312 （61.9）
運転資金	169,591	（39.1）	162,976 （38.1）
合 計	434,235	（100.0）	428,288 （100.0）

固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高

単位：百万円（構成比％）			
項 目	令和5年度（第79期）		令和6年度（第80期）
固定金利	142,601	（32.8）	127,892 （29.9）
変動金利	291,633	（67.2）	300,395 （70.1）
合 計	434,235	（100.0）	428,288 （100.0）

業種別貸出金内訳

業種区分	令和5年度(第79期)		令和6年度(第80期)	
	貸出先数	貸出金残高	貸出先数	貸出金残高
製造業	1,014	42,363 (9.8)	1,027	41,734 (9.8)
農業、林業	80	1,632 (0.4)	86	2,037 (0.5)
漁業	1	3 (0.0)	1	5 (0.0)
鉱業、採石業、砂利採取業	4	366 (0.1)	3	296 (0.1)
建設業	1,709	33,324 (7.7)	1,802	33,795 (7.9)
電気・ガス・熱供給・水道業	98	6,187 (1.4)	101	6,079 (1.4)
情報通信業	47	901 (0.2)	47	960 (0.2)
運輸業、郵便業	205	12,905 (3.0)	211	12,274 (2.9)
卸売業、小売業	994	29,352 (6.8)	1,055	28,706 (6.7)
金融業、保険業	31	3,249 (0.7)	32	3,553 (0.8)
不動産業	892	52,818 (12.2)	934	53,652 (12.5)
物品賃貸業	16	3,946 (0.9)	16	3,917 (0.9)
学術研究、専門・技術サービス業	154	2,041 (0.5)	163	2,322 (0.5)
宿泊業	21	1,209 (0.3)	24	1,232 (0.3)
飲食業	436	4,103 (0.9)	466	3,946 (0.9)
生活関連サービス業、娯楽業	354	4,102 (0.9)	375	4,286 (1.0)
教育、学習支援業	43	1,241 (0.3)	45	1,203 (0.3)
医療、福祉	498	33,060 (7.6)	514	32,907 (7.7)
その他のサービス業	860	17,917 (4.1)	947	18,616 (4.3)
小 計	7,457	250,727 (57.8)	7,849	251,528 (58.7)
地方公共団体	20	44,821 (10.3)	19	37,737 (8.8)
個人(住宅・消費・納税資金等)	19,192	138,686 (31.9)	19,593	139,022 (32.5)
合 計	26,669	434,235 (100.0)	27,461	428,288 (100.0)

貸出金担保別内訳

項 目	令和5年度 (第79期)	令和6年度 (第80期)
当金庫預金積金	4,454 (1.0)	4,371 (1.0)
有価証券	10 (0.0)	10 (0.0)
動産	48 (0.0)	38 (0.0)
不動産	102,552 (23.6)	102,952 (24.0)
その他	13,255 (3.1)	12,022 (2.8)
計	120,321 (27.7)	119,396 (27.8)
信用保証協会・信用保険	112,744 (26.0)	112,514 (26.3)
保証	46,378 (10.7)	44,594 (10.4)
信用	154,791 (35.6)	151,783 (35.5)
合 計	434,235 (100.0)	428,288 (100.0)

債務保証見返担保別内訳

項 目	令和5年度 (第79期)	令和6年度 (第80期)
当金庫預金積金	— —	— —
有価証券	— —	— —
動産	— —	— —
不動産	216 (47.0)	43 (7.1)
その他	— —	507 (82.4)
小 計	216 (47.0)	551 (89.5)
信用保証協会・信用保険	13 (2.8)	12 (2.0)
保証	60 (13.2)	52 (8.5)
信用	170 (37.0)	— —
合 計	460 (100.0)	615 (100.0)

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

貸倒引当金の内訳

項 目	令和5年度(第79期)					令和6年度(第80期)				
	期首残高	当期 増加額	当期減少額 目的使用	その他	期末残高	期首残高	当期 増加額	当期減少額 目的使用	その他	期末残高
一般貸倒引当金	1,182	1,295	—	1,182	1,295	1,295	1,013	—	1,295	1,013
個別貸倒引当金	3,429	3,039	649	2,779	3,039	3,039	3,467	58	2,981	3,467
合 計	4,612	4,334	649	3,962	4,334	4,334	4,481	58	4,276	4,481

(注)一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の当期減少額のうち、その他は洗替えによる取崩額です。

貸出金償却の額

項 目	令和5年度(第79期)	令和6年度(第80期)
貸出金償却	290	63

証券

有価証券種類別残高

単位：百万円（構成比％）

科 目	令和5年度（第79期）		令和6年度（第80期）	
	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高
国債	31,714 (8.2)	24,051 (6.6)	41,582 (10.8)	49,524 (13.0)
地方債	52,819 (13.7)	47,570 (12.9)	40,627 (10.5)	34,947 (9.2)
社債	144,758 (37.6)	146,621 (39.8)	160,952 (41.6)	165,427 (43.5)
株式	433 (0.1)	433 (0.1)	537 (0.1)	635 (0.2)
外国証券	133,084 (34.5)	125,386 (34.1)	122,820 (31.7)	114,803 (30.2)
その他の証券	22,795 (5.9)	24,028 (6.5)	20,380 (5.3)	14,722 (3.9)
合 計	385,605 (100.0)	368,091 (100.0)	386,901 (100.0)	380,062 (100.0)

（注）「その他の証券」は、投資信託及びその他の証券です。

有価証券の残存期間別残高

令和5年度（第79期）

単位：百万円

科 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの
国債	604	1,225	618	1,057	7,025	13,520	—
地方債	4,500	5,954	6,810	14,334	8,991	6,978	—
社債	10,739	35,275	36,956	43,285	13,359	7,005	—
株式	—	—	—	—	—	—	433
外国証券	13,217	23,042	21,484	9,030	11,068	47,542	—
その他の証券	1,928	1,096	3,076	5,338	512	—	12,075
合 計	30,990	66,594	68,945	73,046	40,957	75,046	12,509

令和6年度（第80期）

単位：百万円

科 目	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの
国債	8,704	17,254	4,002	3,267	8,066	8,228	—
地方債	4,149	3,099	10,106	7,077	6,442	4,072	—
社債	17,194	44,482	74,071	19,131	5,417	5,129	—
株式	—	—	—	—	—	—	635
外国証券	11,473	22,459	20,200	8,590	6,863	45,216	—
その他の証券	—	1,827	2,045	—	531	—	10,317
合 計	41,522	89,123	110,426	38,067	27,321	62,647	10,953

（注）「その他の証券」は、投資信託及びその他の証券です。

時価情報

評価方法

項 目	評価方法	評価差額の取扱い
売買目的有価証券	時価法	損益に計上
満期保有目的の債券	償却原価法	時価評価は行いません
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	原価法	時価評価は行いません
その他有価証券	時価法	「全部純資産直入法」により純資産に直接計上
運用目的の金銭の信託	時価法	損益に計上
満期保有目的の金銭の信託	原価法	時価評価は行いません
デリバティブ取引	時価法	損益に計上

（注）上記のうち、売買目的有価証券、運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託については該当はありません。

満期保有目的の債券

単位:百万円

	種 類	令和5年度(第79期)			令和6年度(第80期)		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	8,538	8,918	379	4,380	4,405	25
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	300	301	1	—	—	—
	その他の証券	6,430	6,472	41	1,500	1,502	2
	小計	15,268	15,692	423	5,880	5,908	27
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	2,265	2,199	△66	5,752	5,564	△188
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	917	860	△57	1,267	1,184	△83
	その他の証券	49,228	45,729	△3,499	44,726	39,665	△5,061
	小計	52,411	48,789	△3,622	51,746	46,413	△5,333
合 計		67,680	64,481	△3,199	57,626	52,321	△5,305

その他有価証券

単位:百万円

	種 類	令和5年度(第79期)			令和6年度(第80期)		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	135	124	10	324	260	63
	債券	41,934	41,559	374	7,100	7,097	3
	国債	1,078	1,038	39	999	999	0
	地方債	17,424	17,205	218	2,600	2,599	0
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	23,430	23,314	116	3,501	3,498	2
	その他の証券	37,420	35,800	1,620	17,176	16,307	868
	小計	79,490	77,484	2,006	24,601	23,665	935
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	96	98	△1	110	128	△17
	債券	164,287	169,357	△5,070	231,398	241,371	△9,972
	国債	12,169	13,574	△1,405	38,391	40,719	△2,327
	地方債	30,145	31,176	△1,031	32,347	34,332	△1,985
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	121,973	124,606	△2,633	160,659	166,319	△5,660
	その他の証券	55,821	57,300	△1,478	65,592	68,095	△2,503
	小計	220,206	226,757	△6,550	297,101	309,594	△12,493
合 計		299,697	304,241	△4,544	321,702	333,260	△11,557

当金庫が保有する子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、市場価格のない株式等であるため、下記「市場価格のない株式等及び組合出資金」に記載し、本項では記載を省略しております。

市場価格のない株式等及び組合出資金

単位:百万円

項 目	令和5年度(第79期) 貸借対照表計上額	令和6年度(第80期) 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	30	30
非上場株式	170	170
組合出資金	512	531
合 計	713	732

金銭の信託関係

満期保有目的の金銭の信託:該当ありませんでした。
運用目的の金銭の信託:該当ありませんでした。
その他の金銭の信託:該当ありませんでした。

有価証券関係

売買目的有価証券:該当ありませんでした。

デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) クレジットデリバティブ取引

単位: 百万円

区 分	種 類	令和5年度(第79期)				令和6年度(第80期)			
		契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時 価	評価損益
店 頭	クレジット・デフォルト・スワップ	1,076	1,076	△ 6	△ 6	1,758	1,758	△ 10	△ 10
	売建	—	—	—	—	—	—	—	—
	買建	1,076	1,076	△ 6	△ 6	1,758	1,758	△ 10	△ 10

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。
2. 時価は、割引現在価値により算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

- (2) 金利関連取引: 該当ありませんでした。
- (3) 通貨関連取引: 該当ありませんでした。
- (4) 株式関連取引: 該当ありませんでした。
- (5) 債券関連取引: 該当ありませんでした。
- (6) 商品関連取引: 該当ありませんでした。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

- (1) クレジットデリバティブ取引: 該当ありませんでした。
- (2) 金利関連取引: 該当ありませんでした。
- (3) 通貨関連取引: 該当ありませんでした。
- (4) 株式関連取引: 該当ありませんでした。
- (5) 債券関連取引: 該当ありませんでした。
- (6) 商品関連取引: 該当ありませんでした。

リスク管理債権と 金融再生法開示債権の状況

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況【単体】

単位:百万円

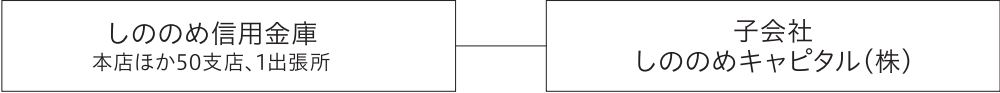
区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率(%) (b)/(a)	引当率(%) (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準じる債権	令和5年度	2,741	2,741	2,563	178	100.00%	100.00%
	令和6年度	2,840	2,840	2,520	319	100.00%	100.00%
危険債権	令和5年度	12,925	11,290	8,546	2,744	87.35%	62.66%
	令和6年度	15,260	13,238	10,207	3,031	86.74%	59.98%
要管理債権	令和5年度	3,565	1,500	997	503	42.10%	19.60%
	令和6年度	3,582	1,130	714	416	31.56%	14.51%
三月以上延滞債権	令和5年度	13	9	7	1	70.28%	32.20%
	令和6年度	26	22	19	3	83.71%	41.64%
貸出条件緩和債権	令和5年度	3,551	1,491	990	501	41.99%	19.57%
	令和6年度	3,556	1,108	695	413	31.17%	14.44%
小計(A)	令和5年度	19,232	15,533	12,107	3,425	80.76%	48.08%
	令和6年度	21,683	17,208	13,441	3,767	79.36%	45.71%
正常債権(B)	令和5年度	416,504					
	令和6年度	408,302					
総与信残高(A)+(B)	令和5年度	435,737					
	令和6年度	429,985					

- (注) 1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 6.「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 7.「担保・保証等による回収見込額」(C)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 8.「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

連結決算に関する事項

信用金庫グループの主要な事業の概要

しのめ信用金庫グループは、当金庫、子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に投資事業有限責任組合財産の運用および管理などの金融サービスを提供しております。



子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当庫議決権比率	子会社等の議決権比率	その他
しのめキャピタル(株)	高崎市江木町1421番地4	投資事業有限責任組合財産の運用および管理	令和5年1月26日	30百万円	100%	－	経常利益 4,360千円 当期純利益 2,773千円

主要な連結経営指標

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結経常収益			11,319	12,039	12,617
連結経常利益			2,603	2,239	2,684
親会社株主に帰属する当期純利益			1,501	1,529	1,612
連結純資産額			28,600	30,734	25,124
連結総資産額			1,069,803	1,080,547	1,076,147
連結自己資本比率			8.08%	8.23%	8.50%

信用金庫法開示債権

単体における事業年度の開示項目と同額です。(26ページを参照ください。)

事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に投資事業有限責任組合財産の運用および管理の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

報酬等に関する事項

単体における事業年度の開示項目と同額です。(10ページを参照ください。)

連結貸借対照表

単位:百万円

科 目	令和5年度 (第79期)	令和6年度 (第80期)
(資産の部)		
現金及び預け金	262,285	252,409
買入金銭債権	575	49
有価証券	368,061	380,032
貸出金	434,235	428,288
その他資産	7,565	7,532
有形固定資産	9,207	9,081
無形固定資産	348	297
退職給付に係る資産	1,688	2,205
繰延税金資産	453	118
債務保証見返	460	615
貸倒引当金	△4,334	△4,481
資産の部合計	1,080,547	1,076,147

単位:百万円

科 目	令和5年度 (第79期)	令和6年度 (第80期)
(負債の部)		
預金積金	1,045,706	1,046,374
その他負債	1,521	1,834
賞与引当金	271	330
退職給付に係る負債	1,414	1,438
役員退職慰労引当金	115	134
睡眠預金払戻損失引当金	16	10
偶発損失引当金	58	58
再評価に係る繰延税金負債	247	225
債務保証	460	615
負債の部合計	1,049,812	1,051,022
(純資産の部)		
出資金	10,805	10,772
資本剰余金	1,500	1,500
利益剰余金	22,727	24,243
処分未済持分	△140	△138
会員勘定合計	34,892	36,377
その他有価証券評価差額金	△4,544	△11,557
土地再評価差額金	386	305
評価・換算差額等合計	△4,158	△11,252
純資産の部合計	30,734	25,124
負債及び純資産の部合計	1,080,547	1,076,147

連結損益計算書

単位:百万円

科 目	令和5年度 (第79期)	令和6年度 (第80期)
経常収益	12,039	12,617
資金運用収益	10,029	10,457
貸出金利息	5,545	5,671
預け金利息	1,304	1,558
有価証券利息配当金	3,081	3,128
その他の受入利息	99	98
役務取引等収益	1,414	1,555
その他業務収益	146	250
その他経常収益	448	353
償却債権取立益	201	132
その他の経常収益	246	221
経常費用	9,800	9,933
資金調達費用	14	568
預金利息	13	567
給付補填備金繰入額	0	0
役務取引等費用	698	733
その他業務費用	796	967
経費	7,513	7,314
その他経常費用	778	349
貸出金償却	290	63
貸倒引当金繰入額	372	204
その他の経常費用	115	81
経常利益	2,239	2,684
特別利益	0	5
特別損失	35	163
固定資産処分損	35	163
減損損失	—	—
税金等調整前当期純利益	2,204	2,525
法人税、住民税及び事業税	611	601
法人税等調整額	63	312
当期純利益	1,529	1,612
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	1,529	1,612

連結剰余金計算書

単位:百万円

科 目	令和5年度 (第79期)	令和6年度 (第80期)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	1,500	1,500
資本剰余金期末残高	1,500	1,500
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	21,374	22,727
利益剰余金増加高	1,529	1,692
親会社株主に帰属する当期純利益	1,529	1,692
利益剰余金減少高	176	176
配当金	176	176
利益剰余金期末残高	22,727	24,243

注記

連結貸借対照表

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～15年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、一次査定を営業関連部署が、二次査定を資産査定部署が実施し、最終査定を当該部署から独立した監査部及び資産査定統括役員が行い、その最終査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,585百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法(又は損益処理方法)は次のとおりであります。

過去勤務費用: その発生年度に一括費用処理	
数理計算上の差異: その発生年度の翌年度に一括費用処理	

当金庫並びに連結される子会社は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫並びに連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫並びに連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - 制度全体の積立状況に関する事項
(令和6年3月31日現在)

年金資産の額	1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,853,684百万円
差引額	△21,384百万円
 - 制度全体に占める当金庫並びに連結される子会社の掛金拠出割合
(令和6年3月分) 0.6735% |

③ 補足説明

- 上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫並びに連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、特別掛金128百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫並びに連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 - 役務取引等収益は、役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の役務収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
 - 当金庫及び子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 投資信託(上場投資信託を除く)の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「国債等債券償還損」に計上しております。
 - 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	4,481百万円
-------	----------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
繰延税金資産 118百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
 - 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 14百万円
 - 有形固定資産の減価償却累計額 9,881百万円
 - 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,840百万円
危険債権額	15,260百万円
要管理債権額	3,582百万円
三月以上延滞債権額	26百万円
貸出条件緩和債権額	3,556百万円
小計額	21,683百万円
正常債権額	408,302百万円
合計額	429,985百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
20. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,005百万円であります。
21. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|------|-----------|
| 預け金 | 10,253百万円 |
| 有価証券 | 1,505百万円 |
- 担保資産に対応する債務
- | | |
|----|----------|
| 預金 | 1,728百万円 |
|----|----------|
- 上記のほか、為替決済の担保として、預け金20,000百万円を差し入れております。
22. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日及び平成14年3月31日
- 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める「不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価」により算定。
- 同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 1,051百万円
- 再評価を行った事業用土地の期末における時価の算定方法は、再評価に関する法律施行令第2条第4号に定める「当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法」によっております。
23. 「有価証券」の中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は767百万円であります。
24. 出資1口当たりの純資産額 1,893円16銭
25. 金融商品の状況に関する事項
- (1)金融商品に対する取組方針
- 当金庫グループは、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
- (2)金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
- また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3)金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫グループは、融資業務に関する管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部、資産管理部により行われ、また、定期的に常勤役員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、必要に応じて常勤役員会、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
- 日常的には資金証券部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤役員会や理事会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤役員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基本規程に従い行われております。
- このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及び常勤役員会において定期的に報告されております。
- (iv) デリバティブ取引
- デリバティブ取引に関しては、デリバティブ取引取扱規程に基づき実施されております。
- (v) 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」等であります。
- 当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに異なる)等による時価の変動額を市場リスク量とし、金利変動リスク管理にあたっての定量的分析に利用しております。
- 当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
- なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合、当事業年度末現在、時価が21,232百万円減少するものと把握しております。
- 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
- また、当金庫グループでは、バンキング勘定の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク・リミットの範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは、分散共分散法(保有期間3ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、当事業年度末現在でバンキング勘定の市場リスク量は8,097百万円と把握しております。
- なお、当金庫グループではVaRにより計測されたリスク量の適切性を検証するため、VaRを損益と比較するバック・テストングを実施し、リスク計測手法の有効性について分析しております。
- しかしながら、VaRは、過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、前提条件や計測手法によって異なる値となるほか、通常では考えられないほど市場が激変する状況下におけるリスクを適切に捕捉できない場合があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
26. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。
- また、買入手形、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、外国為替(資産・負債)売渡手形、コールマネー、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びにコマーシャル・ペーパーは短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位:百万円)			
	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	244,626	238,279	△6,347
(2) 有価証券	379,329	374,024	△5,305
満期保有目的の債券	57,626	52,321	△5,305
その他有価証券	321,702	321,702	－
(3) 貸出金(※1)	428,288		
貸倒引当金(※2)	△4,481		
(貸出金小計)	423,806	429,475	5,668
金融資産計	1,047,763	1,041,779	△5,984
(1) 預金積金(※1)	1,046,374	1,044,408	△1,966
(2) 借入金(※1)	－	－	－
金融負債計	1,046,374	1,044,408	△1,966

(※1)預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(※2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、取引金融機関から提示された価格、又は市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関、情報ベンダーから提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。

自金庫保証付私募債は、市場金利を割引率とした割引現在価値から貸倒見積高を控除し、時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については29.から33.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利を用いております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)	
区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(※1)	170
組合出資金(※2)	531
合 計	702

(※1)非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

27. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(※1)	88,414	95,712	18,500	42,000
有価証券	41,522	199,550	65,388	62,647
満期保有目的の債券	4,766	11,676	18,382	22,801
その他有価証券のうち満期があるもの	36,755	187,874	47,005	39,846
貸出金(※2)	74,221	143,459	89,485	121,122
合 計	204,158	438,721	173,373	225,770

(※1)預け金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

(※2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

28. 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)				
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(※)	966,967	78,409	6	972
借入金	－	－	－	－
合 計	966,967	78,409	6	972

(※)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、33. まで同様であります。

売買目的有価証券は該当ありません。

満期保有目的の債券 (単位:百万円)				
	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,380	4,405	25
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	1,500	1,502	2
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	小計	5,880	5,908	27
	国債	5,752	5,564	△188
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	1,267	1,184	△83
その他	その他	44,726	39,665	△5,061
	小計	51,746	46,413	△5,333
	合 計	57,626	52,321	△5,305

その他有価証券 (単位:百万円)				
	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	324	260	63
	債券	7,100	7,097	3
	国債	999	999	0
	地方債	2,600	2,599	0
	短期社債	－	－	－
	社債	3,501	3,498	2
	その他	17,176	16,307	868
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小計	24,601	23,665	935
	株式	110	128	△17
	債券	231,398	241,371	△9,972
	国債	38,391	40,719	△2,327
	地方債	32,347	34,332	△1,985
	短期社債	－	－	－
	社債	160,659	166,319	△5,660
その他	その他	65,592	68,095	△2,503
	小計	297,101	309,594	△12,493
	合 計	321,702	333,260	△11,557

30. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)			
	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	247	27	△30
債券	12,655	6	△402
国債	1,002	6	－
地方債	6,795	－	△260
短期社債	－	－	－
社債	4,858	0	△141
その他	2,383	252	－
合 計	15,286	286	△432

32. 当連結会計年度中に保有目的を変更した有価証券はありません。
33. 当連結会計年度中に減損処理を行った有価証券はありません。
34. 運用目的、満期保有目的、及びその他の金銭の信託はありません。
35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、104,279百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が24,498百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫並びに連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
36. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△3,025百万円
年金資金(時価)	3,872百万円
未積立退職給付債務	847百万円
未認識数理計算上の差異	△80百万円
連結貸借対照表計上額の純額	766百万円
退職給付に係る資産	2,205百万円
退職給付に係る負債	△1,438百万円

37. その他の出資金には、協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)第15条第1項第1号の規定に基づく優先出資の消却に対応して優先出資金から振り替えて計上した540百万円が含まれております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.66%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.37%となります。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

連結損益計算書

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益 164円28銭
3. 「その他の経常費用」には、信用保証協会への将来の負担金支払いに備える偶発損失引当金繰入額48,146千円等を含んでおります。
4. 当金庫の営業用店舗については、営業店(本店営業部、各支店)ごとに継続的な収支の把握を行なっていることから各営業店をグルーピングの最小単位としております。本部については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
- 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。
5. (収益を理解するための基礎となる情報)
- 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料(一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む)	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。 なお、履行義務の充足が1年超となる取引はありません。
外国為替業務	外国為替送金等の外国為替業務に基づく受入手数料	
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、口座維持手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	その他の役務取引等業務に関係する受入手数料
	その他の役務取引等業務に関係する受入手数料	

(注) 役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

バーゼルⅢ「第3の柱」

当金庫の自己資本の充実の状況等について ～定性的な開示事項～

1. 自己資本調達手段の概要

(37ページに掲載の「自己資本の構成に関する事項」をご覧ください。)

当金庫の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(38ページに掲載の「自己資本の充実度に関する事項」をご覧ください。)

当金庫の令和6年度末(令和7年3月期)における国内基準による単体自己資本比率は8.50%となりました。金融機関にとって自己資本比率は、健全性・安全性を表す指標として重要視されていますが、監督官庁が定める国内基準である4%を上回っており、経営体質の健全性・安全性を保っております。

将来の自己資本充実策については、年度毎に策定する事業計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による自己資本の積み上げを自己資本の充実策として予定しております。当金庫は、今後とも健全経営に徹し、地域の皆様から信頼される金融機関としての評価をいただけるよう弛みない経営努力を続ける所存であります。

3. 信用リスク管理に関する項目

(39ページに掲載の「信用リスクに関する事項」をご覧ください。)

信用リスクとは、お取引先の破綻や財務状況の悪化等により、当金庫の資産の価値が減少あるいは毀損し、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のうえ、与信業務の基本的な理念を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、信用リスクの計量化を行い、信用リスク量を計測・把握し経営体力に見合ったリスクテイクに努めております。

なお、貸倒引当金につきましては、「資産査定基本規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

当金庫では、リスク・アセットの算定においてバーゼルⅢで定める「標準的手法」を採用しておりますが、各エクスポージャー(オフ・バランス取引を含む)に使用するリスク・ウェイトの判定については、以下の4社の適合格付機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 株式会社 格付投資情報センター(R&I)
2. 株式会社 日本格付研究所(JCR)
3. ムーディーズ・レーティングス
4. S&Pグローバル・レーティング(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(45ページに掲載の「信用リスク削減手法に関する事項」をご覧ください。)

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化により受ける損失(信用リスク)を軽減するために取引先によっては不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など事業性を評価し、さまざまな角度から判断を行っております。また判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解を得たうえで、ご契約をいただくなど適切な取り扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産など、保証には人的保証、信用保証協会保証、しんきん保証基金保証などがありますが、その手続きについては当金庫が定める「事務取扱要領」および「担保評価基準」、「経営者保証に関するガイドライン(経営者保証に関するガイドライン研究会作成)」などにより、適切な事務の取り扱いと適正な評価及び適切な対応に努めております。またお客さまが期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合がありますが、この場合、当金庫が定める「事務取扱要領」や各種約定書及び契約書などに基づいて、法的に有効であることを確認のうえ、適切な取り扱いに努めております。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法については、適格金融資産担保として自金庫預金積金、保証として国、地方公共団体、政府関係機関、一般社団法人しんきん保証基金、全国保証株式会社(格付情報は下記のとおり)が保証している債権、その他未担保預金が該当しております。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

一般社団法人しんきん保証基金の格付情報

格付機関 株式会社 日本格付研究所(JCR) 長期AA-

全国保証株式会社の格付情報

格付機関 株式会社 日本格付研究所(JCR) 長期A

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(46ページに掲載の「派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項」をご覧ください。)

リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、信用リスクの適切な管理を行うことを目的に、派生商品取引を取り扱っています。具体的には、信用関連取引(クレジット・デリバティブ)を指し、この取引には、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。なお、信用リスクへの対応のうちお客さまとの取引については、保全等を含めたお取引全体の中で与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な管理に努めています。なお、長期決済取引は該当がありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(46ページに掲載の「証券化エクスポージャーに関する事項」をご覧ください。)

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化取引における役割としては、投資家及びオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券取引の一環として捉え、リスク管理は市場リスク管理の枠内で行います。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫では、「標準的手法」を採用しています。

7. オペレーショナル・リスク管理に関する事項

(38ページに掲載の「自己資本の充実度に関する事項」をご覧ください。)

オペレーショナル・リスクとは、事務リスク、システムリスク等を包含しており日々業務活動を遂行するプロセスや災害等の外部要因から生じる損失に伴うリスクのことで、広い範囲にリスク要因が存在しております。

当金庫では、お客さまに安心してお取引いただくために、事務リスクとシステムリスクについては特に重要なリスクであると認識し、担当部門を設け管理しております。事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を受けるリスクです。システムリスクとはコンピューターシステムやネットワークシステムの障害や誤作動、災害、不正使用等により損失を受けるリスクです。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、事務リスクについては、内部事務に関する事務取扱要領の整備や事務指導により厳正な事務処理を行うことを基本方針としております。また、システムリスクについては、当金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムに係る防犯対策、防災対策、障害時対応を定め適切な管理に努めております。なお、情報資産については、金融機関としての社会的責任を果たし、保有する情報資産を適切に保護管理するため「情報資産保護に関する基本方針」に基づいて、厳正な管理に努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、標準的計測手法で算出しております。

8. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(46ページに掲載の「出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項」をご覧ください。)

当金庫では株式等について経営体力に見合ったリスク管理により適正な収益を確保することを基本方針としております。

保有する株式等(上場株式等)については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を受けるリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、保有する株式の銘柄について日々時価額を把握するとともに、時価額が著しく下落した場合には、内部規程に基づき適切に処理することとしております。価格変動リスクの状況について定期的に把握し、経営陣に報告しております。

また、非上場株式やファンド等への投資、信金中央金庫等への出資金については、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施し、適切なリスク管理に努めております。

9. 金利リスクに関する事項

(47ページに掲載の「金利リスクに関する事項」をご覧ください。)

金利リスクとは、預金や貸出金、有価証券など金融機関が保有する資産・負債のうち、市場金利の影響を受けるものについて金利の変動により損失を受けるリスクです。

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、市場金利の変動やそれに伴う影響について適切な管理を行うことを基本方針として、リスク・コントロールに努めております。

金利リスクの管理については、担当部署において市場リスク管理の枠組みの中で対応し、定期的に経営陣に報告しております。

(2) 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量は想定する金利変動幅によって結果は異なります。

開示している金利リスク量は、上方パラレルシフト等で計測される金利変動データに基づき、統計処理によって求められた金利変動幅を使用して算定した金利リスク量です。そのほか、金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

① 計測手法

再評価方式およびGPS方式(「銀行勘定の金利リスク」(IRRBB)の枠組みに関するリスク量(ΔEVE:金利ショックに対する経済価値(時価)の減少額、ΔNII:金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの金利収益の減少額))

② コア預金

対象:流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算定方法:過去5年の最低残高、過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、現在残高の50%相当額

以上3つのうちの最小の額を上限

満期:5年以内(平均2.5年以内)

③ 金利感応度資産・負債

預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

④ 金利変動(ショック)幅

上方パラレルシフト(指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる)等

⑤ リスク計測の頻度

月次(前月末基準)

I.単体における事業年度の開示事項

1.自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円

項 目	令和5年度 (第79期)	令和6年度 (第80期)
①コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	34,715	36,197
うち、出資金及び資本剰余金の額	12,305	12,272
うち、利益剰余金の額	22,726	24,239
うち、外部流出予定額(△)	176	175
うち、上記以外に該当するものの額	△140	△138
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,295	1,013
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,295	1,013
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	36,010	37,211
②コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	251	212
うち、のれんに係るもの	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	251	212
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	1,221	1,580
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,473	1,792
自己資本		
自己資本の額(イ)－(ロ)＝(ハ)	34,537	35,418
③リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	399,111	399,868
資産(オン・バランス)項目	398,578	397,502
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
オフ・バランス取引等項目	392	2,320
CVAリスク相当額を十パーセントで除して得た額	139	46
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	20,512	16,746
信用リスク・アセット調整額	—	—
資本フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	419,623	416,615
自己資本比率		
自己資本比率(ハ)／(ニ)	8.23%	8.50%

● 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項

(1)自己資本の充実度に関する事項

単位:百万円

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等 ^{※1}	所要自己資本額	リスク・アセット等 ^{※1}	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセットの合計額	399,111	15,964	399,868	15,994
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ^{※2}	384,899	15,395	399,822	15,992
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	300	12	300	12
我が国の政府関係機関向け	614	24	389	15
地方三公社向け	382	15	377	15
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	60,172	2,406	67,691	2,707
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1,938	77
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	160,168	6,406	150,757	6,030
中小企業等向け及び個人向け	74,732	2,989	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	47,782	1,911
トランザクター向け	—	—	294	11
抵当権付住宅ローン	11,355	454	—	—
不動産取得等事業向け	44,600	1,784	—	—
不動産関連向け	—	—	73,124	2,924
自己居住用不動産等向け	—	—	38,502	1,540
賃貸用不動産向け	—	—	21,694	867
事業用不動産関連向け	—	—	12,927	517
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	0	0
三月以上延滞等 ^{※3}	770	30	—	—
延滞等向け ^{※4}	—	—	13,680	547
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	800	32
取立未済手形	72	2	54	2
信用保証協会等による保証付	2,983	119	3,193	127
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	658	26	—	—
出資等のエクスポージャー	658	26	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	644	25
上記以外	28,086	1,123	19,050	762
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	8,280	331	8,148	325
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,542	101	2,068	82
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	17,264	690	8,833	353
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	14,072	562	21,973	878
「ルック・スルー」方式	14,072	562	21,973	878
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	139	5	46	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額^{※5}	20,512	820	16,746	669
BI	—	—	11,164	—
BIC	—	—	1,339	—
ハ.単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	419,623	16,784	416,615	16,664

※1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%

※2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

※3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

※4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

※5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しています(令和5年度計数)。

※6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

※7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

※8. 単体総所要自己資本額＝単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

(2)信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別・業種別・残存期間別

単位:百万円

地域区分 業種区分 ※3 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高 ※4 ※5										三月以上 延滞 エクスポージャー	延滞 エクスポージャー
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引		その他 ※1			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国内	938,981	969,995	434,995	439,577	223,205	260,240	107	175	280,672	270,002	1,407	22,598
国外	126,298	117,466	—	—	126,298	117,466	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,065,279	1,087,462	434,995	439,577	349,503	377,706	107	175	280,672	270,002	1,407	22,598
製造業	84,819	93,109	43,135	43,125	41,548	49,770	—	—	135	213	388	5,259
農業、林業	2,097	2,587	2,097	2,587	—	—	—	—	—	—	31	303
漁業	3	5	3	5	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	566	496	366	296	200	200	—	—	—	—	—	—
建設業	43,063	46,801	39,335	40,759	3,728	6,042	—	—	—	—	41	3,902
電気・ガス・熱供給・水道業	24,876	26,256	6,456	6,333	18,419	19,923	—	—	—	—	—	15
情報通信業	8,207	10,672	999	1,062	7,061	9,464	—	—	146	146	—	225
運輸業、郵便業	24,003	24,811	13,183	12,593	10,813	12,113	—	—	5	105	15	615
卸売業、小売業	40,010	41,332	30,691	30,833	9,286	10,469	—	—	32	30	235	2,093
金融業、保険業	284,323	281,327	3,281	3,673	20,511	26,025	107	175	260,422	251,452	—	6
不動産業	72,647	74,845	55,208	56,303	16,919	18,521	—	—	520	20	24	2,922
物品賃貸業	3,953	3,965	3,947	3,959	—	—	—	—	6	6	—	28
学術研究、専門・技術サービス業	2,706	3,089	2,706	3,089	—	—	—	—	—	—	43	97
宿泊業	1,211	1,234	1,211	1,234	—	—	—	—	0	0	—	206
飲食業	5,222	5,113	5,222	5,113	—	—	—	—	—	—	86	586
生活関連サービス業、娯楽業	9,170	11,374	6,017	6,288	3,053	5,085	—	—	99	0	24	371
教育、学習支援業	1,341	1,311	1,341	1,311	—	—	—	—	—	—	—	90
医療、福祉	35,710	35,552	35,710	35,552	—	—	—	—	—	—	401	3,850
その他のサービス	20,121	21,190	19,990	21,084	—	—	—	—	131	105	10	635
国・地方公共団体等	136,707	140,599	44,882	37,830	91,661	102,624	—	—	163	145	—	—
個人	119,207	126,542	119,207	126,539	—	—	—	—	0	2	102	1,388
上記以外	145,307	135,240	—	0	126,298	117,466	—	—	19,008	17,774	—	—
業種別合計	1,065,279	1,087,462	434,995	439,577	349,503	377,706	107	175	280,672	270,002	1,407	22,598
1年以下	139,119	123,540	54,587	51,609	27,300	40,029	—	—	57,231	31,900		
1年超3年以下	130,932	173,508	23,208	28,311	62,678	85,430	—	29	45,045	59,737		
3年超5年以下	139,344	185,954	41,787	38,273	63,445	111,534	107	146	34,003	36,000		
5年超7年以下	126,313	97,813	50,991	53,014	71,822	41,299	—	—	3,500	3,500		
7年超10年以下	126,636	104,266	56,898	51,926	54,225	36,808	—	—	15,512	15,531		
10年超	318,032	312,479	206,000	207,875	70,031	62,603	—	—	42,000	42,000		
期間の定めのないもの	84,901	89,898	1,522	8,567	—	—	—	—	83,379	81,331		
残存期間別合計	1,065,279	1,087,462	434,995	439,577	349,503	377,706	107	175	280,672	270,002		

※1.「その他」には、現金、預け金、株式、信金中央金庫等出資金、有形固定資産、無形固定資産等を計上しております。

※2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

※3.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※4.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

- ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること

※5.CVAリスクは含まれておりません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額については、22ページに掲載の「貸倒引当金の内訳」をご覧ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等 ※1

単位：百万円

業種区分 ※2	個 別 貸 倒 引 当 金										貸 出 金 償 却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	930	871	871	981	157	23	773	849	871	981	15	18
農業、林業	21	21	21	36	—	4	34	17	21	36	—	3
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,091	1,128	1,128	1,097	—	2	1,091	1,122	1,128	1,097	33	9
電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	0	0	—	—	1	0	0	0	—	—
情報通信業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
運輸業、郵便業	12	18	18	18	—	—	12	18	18	18	1	0
卸売業、小売業	420	230	230	189	207	23	198	207	230	189	4	6
金融業、保険業	2	1	1	—	—	—	2	1	1	—	—	—
不動産業	220	261	261	236	0	0	218	258	261	236	0	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	220	6
宿泊業	58	10	10	4	53	0	5	10	10	4	8	—
飲食業	75	88	88	68	1	—	75	88	88	68	4	—
生活関連サービス業、娯楽業	45	43	43	53	5	—	32	34	43	53	—	2
教育、学習支援業	5	7	7	7	—	—	5	7	7	7	—	—
医療、福祉	465	270	270	684	224	0	241	269	270	684	—	11
その他のサービス	8	8	8	10	—	2	8	5	8	10	2	2
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	68	73	73	76	1	0	77	85	73	76	—	2
合 計	3,429	3,039	3,039	3,467	649	58	2,779	2,981	3,039	3,467	290	63

※1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

※2.業種別区分は日本標準産業分類の大部分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳 ※1

単位: 百万円

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	7,782	—	7,782	—	—	0%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	108,812	—	108,812	—	—	0%
外国の中央政府及び 中央銀行向け	1,001	—	1,001	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	76,252	600	76,252	60	—	0%
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,004	—	3,004	—	300	10%
我が国の政府関係機関向け	3,893	—	3,893	—	389	10%
地方三公社向け	6,965	—	1,889	—	377	20%
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	290,507	—	290,507	—	67,691	23%
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	8,135	—	8,135	—	1,938	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	264,970	13,884	260,186	1,713	150,757	58%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	108,576	88,836	103,332	1,832	47,782	45%
トランザクター向け	—	75,649	—	1,084	294	27%
不動産関連向け	120,473	—	119,756	—	73,124	61%
自己居住用不動産等向け	76,816	—	76,571	—	38,502	50%
賃貸用不動産向け	30,983	—	30,708	—	21,694	71%
事業用不動産関連向け	12,673	—	12,476	—	12,927	104%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	0	—	0	—	0	150%
延滞等向け(自己居住用不動産 等向けを除く。)	11,509	72	11,442	6	13,680	119%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	1,258	—	1,257	—	800	64%
取立未済手形	274	—	274	—	54	20%
信用保証協会等による保証付	50,983	849	50,983	84	3,193	6%
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	644	—	644	—	644	100%
合 計	1,056,910	104,242	1,041,022	3,698	358,798	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位:百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	7,782	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	108,812	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	76,312	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	3,004	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	3,893	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	1,889	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	203,419	—	82,682	—	—	—	3	—	—	4,403	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	6,226	—	3,110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	61,810	—	—	—	—	—	—	—	—	94,804	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,084	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,084	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	4,953	2,497	10,415	0	1,906	5	5,207	114	5,087	6,141	—	3,683	5
自己居住用不動産等向け	—	—	—	4,953	2,497	6,689	0	—	5	5,207	—	—	6,141	—	—	5
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	3,726	—	1,906	—	—	114	5,087	—	—	3,683	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,387	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	274	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	19,132	31,936	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	213,041	38,834	—	272,347	2,497	93,098	0	1,906	5	5,210	114	6,171	106,735	—	3,683	5

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,782
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	108,812
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,001
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	76,312
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,004
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,893
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,889
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	290,507
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,336
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	16,427	—	69,497	—	—	22,406	—	—	—	—	200	—	—	—	265,145
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	102,217	—	—	—	—	1,880	—	—	—	—	—	—	—	—	105,183
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,084
不動産関連向け	51,175	4,056	—	—	2,517	—	—	10,108	8,306	—	—	310	—	—	—	116,494
自己居住用不動産等向け	50,184	56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75,742
賃貸用不動産向け	—	4,000	—	—	—	—	—	10,108	—	—	—	134	—	—	—	28,761
事業用不動産関連向け	990	—	—	—	2,517	—	—	—	8,306	—	—	175	—	—	—	11,990
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	3,238	—	—	—	—	6,824	—	—	—	11,449
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	1,256	—	—	—	—	—	—	—	—	1,256
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	274
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51,068
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	644	—	—	644
合計	51,175	122,701	—	69,497	2,517	—	28,782	10,108	8,306	—	—	7,334	644	—	—	1,044,721

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位: 百万円

告示で定めるリスク・ウェイト区分※1	エクスポージャーの額※2※3	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	221,855
10%	—	39,700
20%	98,842	303,138
35%	—	24,769
50%	124,715	192
75%	—	71,071
100%	16,138	161,753
150%	—	156
200%	—	—
250%	—	2,947
1,250%	—	—
合 計	1,065,279	

※1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融機関、中央政府及び中央銀行、国際開発銀行等が発行した債券については、格付適用無しに区分しております。

※2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

※3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクは含まれておりません。

単位: 百万円、%

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	683,550	11,547	10.00	679,405
40%～70%	174,571	67,951	10.00	174,645
75%	72,909	10,682	12.00	68,795
80%	—	—	—	—
85%	67,721	5,361	16.00	65,866
90%～100%	30,625	8,681	10.00	28,627
105%～130%	19,652	—	—	19,577
150%	7,235	17	10.00	7,159
250%	644	—	—	644
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,056,910	104,242	11.00	1,044,721

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3)信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー ※1

単位：百万円

ポートフォリオ		信用リスク削減手法	令和5年度		
			適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		4,417	148,021	—	
①	ソブリン向け※2	—	7,520	—	
②	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	
③	法人等向け	914	7,861	—	
④	中小企業等向け及び個人向け	3,169	116,859	—	
⑤	抵当権付住宅ローン	14	13,732	—	
⑥	不動産取得等事業向け	175	79	—	
⑦	3ヵ月以上延滞等	0	579	—	
⑧	その他	141	1,388	—	

※1.当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

※2.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内の自己資本比率規制においてソブリンとして扱われているもの）、信用保証協会等のことです。

単位：百万円

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	令和6年度		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ	
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		11,459	147,273	—
①ソブリン向け※2	—	5,075	—	
②金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	
③法人等向け	1,175	6,581	—	
④中堅中小企業等向け及び個人向け	9,530	93,941	—	
⑤自己居住用不動産等向け	15	32,428	—	
⑥賃貸用不動産向け	42	20	—	
⑦事業用不動産関連向け	18	21	—	
⑧延滞債権等	24	7,714	—	
⑨その他	653	1,490	—	

※1.当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

※2.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内の自己資本比率規制においてソブリンとして扱われているもの）、信用保証協会等のことです。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単位: 百万円

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	△6	△10

単位: 百万円

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
派生商品取引合計	107	175	107	175
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	107	175	107	175
長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	107	175	107	175

単位: 百万円

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	1,076	1,758	—	—

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合

証券化エクスポージャーに関するオリジネーターの場合は該当ありません。

ロ. 投資家の場合

証券化エクスポージャーに関する投資家の場合は該当ありません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 ※1

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

単位: 百万円

区 分※2	その他有価証券で時価のあるもの									
	取得原価		貸借対照表計上額		評価差額		うち益		うち損	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
上場株式等	223	388	232	434	8	46	10	63	1	17
非上場株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	223	388	232	434	8	46	10	63	1	17

※1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格に基づいております。

※2. 売買目的有価証券は該当ありません。

単位: 百万円

区 分	その他有価証券で時価のないもの等	
	貸借対照表計上額	
	令和5年度	令和6年度
上場株式等	—	—
非上場株式等 ※3	5,639	5,639
合 計	5,639	5,639

※3. 非上場株式等には、非上場株式、子会社・子法人等株式、信金中央金庫出資金及び非上場出資等を計上しております。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単位:百万円

	売却益		売却損		償却	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
出資等又は株式等エクスポージャー	97	38	—	30	—	—

株式等売却益(株式の売却益+ETF売却益)

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単位:百万円

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	22,792	14,030
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項

単位:百万円

IRRBB1:金利リスク

項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和7年3月末	令和6年3月末	令和7年3月末	令和6年3月末
1	上方パラレルシフト	21,232	26,268	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	415	62
3	スティープ化	16,420	20,802		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	21,232	26,268	415	62
		ホ		ヘ	
		令和7年3月末		令和6年3月末	
8	自己資本の額	35,418		34,537	

(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

Ⅱ.連結会計年度の開示事項

1.自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円

項 目	令和5年度 (第79期)	令和6年度 (第80期)
①コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	34,716	36,201
うち、出資金及び資本剰余金の額	12,305	12,272
うち、利益剰余金の額	22,671	24,243
うち、外部流出予定額(△)	120	175
うち、上記以外に該当するものの額	△ 140	△ 138
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,295	1,013
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,295	1,013
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	36,012	37,215
②コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	251	212
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	251	212
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	1,221	1,580
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	1,473	1,792
自己資本		
自己資本の額(イ)－(ロ)＝(ハ)	34,539	35,422
③リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	399,080	399,838
資産(オン・バランス)項目	398,548	397,472
うち、他の金融機関等向けのエクスポージャー	—	—
オフ・バランス取引等項目	392	2,320
CVAリスク相当額を十パーセントで除して得た額	139	46
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を十パーセントで除して得た額	20,517	16,755
信用リスク・アセット調整額	—	—
資本フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	419,598	416,594
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	8.23%	8.50%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
 なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2.定量的な開示事項(連結)

(1) その他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

単位:百万円

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等※1	所要自己資本額	リスク・アセット等※1	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	399,080	15,963	399,838	15,993
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー ※2	384,868	15,394	399,792	15,991
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	300	12	300	12
我が国の政府関係機関向け	614	24	389	15
地方三公社向け	382	15	377	15
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	60,172	2,406	67,691	2,707
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	1,938	77
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	160,168	6,406	150,757	6,030
中小企業等向け及び個人向け	74,732	2,989	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	47,782	1,911
トランザクター向け	—	—	294	11
抵当権付住宅ローン	11,355	454	—	—
不動産取得等事業向け	44,600	1,784	—	—
不動産関連向け	—	—	73,124	2,924
自己居住用不動産等向け	—	—	38,502	1,540
賃貸用不動産向け	—	—	21,694	867
事業用不動産関連向け	—	—	12,927	517
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	0	0
三月以上延滞等 ※3	770	30	—	—
延滞等向け ※4	—	—	13,680	547
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	800	32
取立未済手形	72	2	54	2
信用保証協会等による保証付	2,983	119	3,193	127
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	628	25	—	—
出資等のエクスポージャー	628	25	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	614	24
上記以外	28,086	1,123	19,050	762
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外に係るエクスポージャー	—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	8,280	331	8,147	325
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	2,542	101	2,068	82
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	17,264	690	8,834	353
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	14,072	562	21,973	878
「ルック・スルー方式」	14,072	562	21,973	878
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額をパーセントで除して得た額(簡便法)	139	5	46	1
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をパーセントで除して得た額 ※5	20,517	820	16,755	670
BI	—	—	11,170	—
BIC	—	—	1340	—
ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額(イ+ロ)	419,598	16,783	416,594	16,663

※1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット等×4%

※2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

※3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

※4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること

※5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。

※6. 当金庫グループでは、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。

※7. 当金庫グループは、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。

※8. 連結総所要自己資本額＝連結リスク・アセットの合計額(連結自己資本比率の分母の額)×4%

(3) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

地域別・業種別・残存期間別

単位: 百万円

地域区分 業種区分 ※3 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高 ※5										三月以上 延滞 エク スポー ジャー ※2	延滞等 エク スポー ジャー ※4
	貸出金、コミットメン ト及びその他のデリ バティブ以外のオフ・ バランス取引				債 券		デリバティブ 取引		その他 ※1			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国内	938,951	969,966	434,995	439,577	223,205	260,240	107	175	280,642	269,972	1,407	22,598
国外	126,298	117,466	—	—	126,298	117,466	—	—	—	—	—	—
地域別合計	1,065,249	1,087,433	434,995	439,577	349,503	377,706	107	175	280,642	269,972	1,407	22,598
製造業	84,819	93,109	43,135	43,125	41,548	49,770	—	—	135	213	388	5,259
農業、林業	2,097	2,587	2,097	2,587	—	—	—	—	—	—	31	303
漁業	3	5	3	5	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	566	496	366	296	200	200	—	—	—	—	—	—
建設業	43,063	46,801	39,335	40,759	3,728	6,042	—	—	—	—	41	3,902
電気・ガス・熱供給・水道業	24,876	26,256	6,456	6,333	18,419	19,923	—	—	—	—	—	15
情報通信業	8,207	10,672	999	1,062	7,061	9,464	—	—	146	146	—	225
運輸業、郵便業	24,003	24,811	13,183	12,593	10,813	12,113	—	—	5	105	15	615
卸売業、小売業	40,010	41,332	30,691	30,833	9,286	10,469	—	—	32	30	235	2,093
金融業、保険業	284,293	281,298	3,281	3,673	20,511	26,025	107	175	260,392	251,423	—	6
不動産業	72,647	74,845	55,208	56,303	16,919	18,521	—	—	520	20	24	2,922
物品賃貸業	3,953	3,965	3,947	3,959	—	—	—	—	6	6	—	28
学術研究、専門・技術サービス業	2,706	3,089	2,706	3,089	—	—	—	—	—	—	43	97
宿泊業	1,211	1,234	1,211	1,234	—	—	—	—	0	0	—	206
飲食業	5,222	5,113	5,222	5,113	—	—	—	—	—	—	86	586
生活関連サービス業、娯楽業	9,170	11,374	6,017	6,288	3,053	5,085	—	—	99	0	24	371
教育、学習支援業	1,341	1,311	1,341	1,311	—	—	—	—	—	—	—	90
医療、福祉	35,710	35,552	35,710	35,552	—	—	—	—	—	—	401	3,850
その他のサービス	20,121	21,190	19,990	21,084	—	—	—	—	131	105	10	635
国・地方公共団体等	136,707	140,599	44,882	37,830	91,661	102,624	—	—	163	145	—	—
個人	119,207	126,542	119,207	126,539	—	—	—	—	0	2	102	1,388
上記以外	145,307	135,241	—	0	126,298	117,466	—	—	19,008	17,774	—	—
業種別合計	1,065,249	1,087,433	434,995	439,577	349,503	377,706	107	175	280,642	269,972	1,407	22,598
1年以下	139,119	123,540	54,587	51,609	27,300	40,029	—	—	57,231	31,901		
1年超3年以下	130,932	173,508	23,208	28,311	62,678	85,430	—	29	45,045	59,737		
3年超5年以下	139,344	185,954	41,787	38,273	63,445	111,534	107	146	34,003	36,000		
5年超7年以下	126,313	97,813	50,991	53,014	71,822	41,299	—	—	3,500	3,500		
7年超10年以下	126,636	104,266	56,898	51,926	54,225	36,808	—	—	15,512	15,531		
10年超	318,032	312,479	206,000	207,875	70,031	62,603	—	—	42,000	42,000		
期間の定めのないもの	84,871	89,869	1,522	8,567	—	—	—	—	83,349	81,302		
残存期間別合計	1,065,249	1,087,433	434,995	439,577	349,503	377,706	107	175	280,642	269,972		

※1.「その他」には、現金、預け金、株式、信金中央金庫等出資金、有形固定資産、無形固定資産等を計上しております。

※2.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

※3.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※4.「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること

※5. CVAリスクは含まれておりません。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単体における事業年度の開示項目と同額です。(22ページを参照ください。)

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

単体における事業年度の開示項目と同額です。(40ページを参照ください。)

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳 ※1

単位: 百万円

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	7,782	—	7,782	—	—	0%
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	108,812	—	108,812	—	—	0%
外国の中央政府及び 中央銀行向け	1,001	—	1,001	—	—	0%
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	76,252	600	76,252	60	—	0%
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,004	—	3,004	—	300	10%
我が国の政府関係機関向け	3,893	—	3,893	—	389	10%
地方三公社向け	6,965	—	1,889	—	377	20%
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	290,507	—	290,507	—	67,691	23%
第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け	8,135	—	8,135	—	1,938	24%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	264,970	13,884	260,186	1,713	150,757	58%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	108,576	88,836	103,332	1,832	47,782	45%
トランザクター向け	—	75,649	—	1,084	294	27%
不動産関連向け	120,473	—	119,756	—	73,124	61%
自己居住用不動産等向け	76,816	—	76,571	—	38,502	50%
賃貸用不動産向け	30,983	—	30,708	—	21,694	71%
事業用不動産関連向け	12,673	—	12,476	—	12,927	104%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	0	—	0	—	0	150%
延滞等向け(自己居住用不動産 等向けを除く。)	11,509	72	11,442	6	13,680	119%
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	1,258	—	1,257	—	800	64%
取立未済手形	274	—	274	—	54	20%
信用保証協会等による保証付	50,983	849	50,983	84	3,193	6%
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	614	—	614	—	614	100%
合 計	1,056,880	104,242	1,040,993	3,698	358,768	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びに
リスク・ウェイトの区分ごとの内訳

単位:百万円

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和6年度															
現金	7,782	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	108,812	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,001	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	76,312	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	3,004	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	3,893	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	1,889	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	203,419	—	82,682	—	—	—	3	—	—	4,403	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	6,226	—	3,110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	61,810	—	—	—	—	—	—	—	—	94,804	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,084	—	—	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,084	—	—	—	—
不動産関連向け	—	—	—	4,953	2,497	10,415	0	1,906	5	5,207	114	5,087	6,141	—	3,683	5
自己居住用不動産等向け	—	—	—	4,953	2,497	6,689	0	—	5	5,207	—	—	6,141	—	—	5
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	3,726	—	1,906	—	—	114	5,087	—	—	3,683	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,387	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	274	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	19,132	31,936	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	213,041	38,834	—	272,347	2,497	93,098	0	1,906	5	5,210	114	6,171	106,735	—	3,683	5

	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和6年度															
現金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,782
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	108,812
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,001
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	76,312
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,004
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,893
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,889
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	290,507
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,336
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	16,427	—	69,497	—	—	22,406	—	—	—	—	200	—	—	—	265,145
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	102,217	—	—	—	—	1,880	—	—	—	—	—	—	—	—	105,183
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,084
不動産関連向け	51,175	4,056	—	—	2,517	—	—	10,108	8,306	—	—	310	—	—	—	116,494
自己居住用不動産等向け	50,184	56	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75,742
賃貸用不動産向け	—	4,000	—	—	—	—	—	10,108	—	—	—	134	—	—	—	28,761
事業用不動産関連向け	990	—	—	—	2,517	—	—	—	8,306	—	—	175	—	—	—	11,990
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	3,238	—	—	—	—	6,824	—	—	—	11,449
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	1,256	—	—	—	—	—	—	—	—	1,256
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	274
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	51,068
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	614	—	—	614
合計	51,175	122,701	—	69,497	2,517	—	28,782	10,108	8,306	—	—	7,334	614	—	—	1,044,691

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定めるリスク・ウェイト区分※1	エクスポージャーの額※2※3	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	221,855
10%	—	39,700
20%	98,842	303,138
35%	—	24,769
50%	124,715	192
75%	—	71,071
100%	16,138	161,723
150%	—	156
200%	—	—
250%	—	2,947
1,250%	—	—
合 計	1,065,249	

※1.格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融機関、中央政府及び中央銀行、国際開発銀行等が発行した債券については、格付適用無しに区分しております。

※2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

※3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクは含まれておりません。

令和6年度				
告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値(%)	資産の額及び与信相当額の合計額(CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	683,550	11,547	10.00	679,405
40%～70%	174,571	67,951	10.00	174,645
75%	72,909	10,682	12.00	68,795
80%	—	—	—	—
85%	67,721	5,361	16.00	65,866
90%～100%	30,625	8,681	10.00	28,627
105%～130%	19,652	—	—	19,577
150%	7,235	17	10.00	7,159
250%	614	—	—	614
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	1,056,880	104,242	11.00	1,044,691

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

単体における事業年度の開示項目と同額です。(45ページを参照ください。)

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単体における事業年度の開示項目と同額です。(46ページを参照ください。)

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

単体における事業年度の開示項目と同額です。(46ページを参照ください。)

(7) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ.連結貸借対照表計上額及び時価等

「その他有価証券で時価のあるもの」については、単体における事業年度の開示項目と同額です。(46ページを参照ください。)
なお、「その他有価証券で時価のないもの等」については、下表のとおりです。

区 分	単位:百万円	
	その他有価証券で時価のないもの等	
	連結貸借対照表計上額	
	令和5年度	令和6年度
上場株式等	—	—
非上場株式等※1	5,609	5,609
合 計	5,609	5,609

※1.非上場株式等には非上場株式、信金中央金庫出資金及び非上場出資等を計上しております。

ロ.出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額
単体における事業年度の開示項目と同額です。(47ページを参照ください。)

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単体における事業年度の開示項目と同額です。(47ページを参照ください。)

(9) 金利リスクに関する事項

単体における事業年度の開示項目と同額です。(47ページを参照ください。)

金庫の主要な事業の内容

1. 預金業務	5. 社債受託業務
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金など	私募債など
2. 貸出業務	6. 付随業務
(1) 貸付	(1) 代理業務
手形貸付、証書貸付及び当座貸越	① 日本銀行歳入代理店
(2) 手形割引、電子記録債権割引	② 地方公共団体の公金取扱業務
銀行引受手形、商業手形、電子記録債権など	③ 信託等の代理店業務
	④ 信金中央金庫・独立行政法人住宅金融支援機構などの代理貸付業務
3. 有価証券投資業務	(2) 貸金庫業務
預金の支払準備及び資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資	(3) 債務保証
	(4) 公社債の引受
4. 内国為替	(5) 国債等公社債及び投資信託の窓口販売
振込、代金取立など	(6) 保険商品の窓口販売（保険業法第275条第1項により行う保険募集）
	(7) 電子記録債権業務
	(8) 確定拠出年金運営管理業務

金庫のあゆみ

大 正	
1925(14年) 6月 ● 有限責任富岡信用組合創立地域産業・経済の振興および相互扶助の精神を基本に世話人 荻塚次郎氏ほか18名の有志により設立	
昭 和	
1937(12年) 4月 ● 保証責任富岡信用組合に改組	1958(33年) 11月 ● 吉野三郎、理事長に就任(第六代)
1945(20年) 4月 ● 市街地信用組合法に基づき「富岡信用組合」に改組	1973(48年) 2月 ● 日本銀行との取引を開始
1950(25年) 7月 ● 富岡町指定金融機関として出納業務取り扱い開始	1985(60年) 12月 ● 渡辺文二、理事長に就任(第七代)
1951(26年) 10月 ● 信用金庫法に基づき「甘楽郡信用金庫」に組織変更	
平 成	
1993(5年) 7月 ● 新企業理念・2001年ビジョンを発表	2014(26年) 6月 ● 世界遺産の保護活動支援等に、群馬県と富岡製糸場と絹産業遺産群が所在する、富岡市、伊勢崎市、藤岡市、下仁田町に合計1,500万円を寄付
1994(6年) 4月 ● 「かんら信用金庫」に名称変更、新しいシンボルマークを発表	7月 ● 地場産業応援ファンド絹の里の取り扱い開始
5月 ● 横山昇一、理事長に就任(第八代)	富岡製糸場の保護活動支援に、富岡市に1,000万円を寄付
1995(7年) 4月 ● 新人事制度スタート	11月 ● 信金発! 地域発見フェア(東京ドームにて開催)に参加
2001(13年) 4月 ● コンプライアンス新体制実施	2015(27年) 6月 ● 信用金庫社会貢献賞「地域活性化しんきん運動・優秀賞」受賞
2003(15年) 3月 ● 当金庫創立75周年記念事業の一環として歌人・吉野秀雄の遺墨を富岡市に寄贈	● しなのめ信用金庫 創立90周年
8月 ● リレーションシップバンキングの機能強化計画を策定	2016(28年) 1月 ● 「上野三碑世界記憶遺産登録推進サポーター」に登録
2004(16年) 1月 ● インターネットバンキング取り扱い開始	6月 ● 会長に瀬下信、第十代理事長に横山慶一が就任
2006(18年) 11月 ● 信金財務力格付最上位の「★★★」(三ツ星)を取得	2017(29年) 4月 ● しんきん相続信託「こころのバトン」・しんきん暦年信託「こころのリボン」の取り扱いを開始
2007(19年) 11月 ● 合併により「しなのめ信用金庫」発足	10月 ● スマートフォン向け「口座開設アプリ」の取り扱いを開始
2010(22年) 8月 ● 会長に横山昇一、第九代理事長に瀬下信が就任	11月 ● しなのめ信用金庫合併10周年
2011(23年) 1月 ● しなのめしんきん「成長基盤強化応援融資」の取り扱い開始	2018(30年) 4月 ● 公式アプリ「アプリバンキング」の取り扱いを開始
2012(24年) 7月 ● しなのめしんきん経営者懇談会の各部会において「交通インフラとビジネスモデル革新事例研究活動報告」を公表	7月 ● 「上信電鉄沿線 まちの編集社」を創設
11月 ● 中小企業経営力強化支援法に基づく「経営革新等支援機関」に認定される	2019(31年) 2月 ● 「健康経営宣言」を制定
2013(25年) 9月 ● 当金庫地場産業研究委員会において「農業の課題と可能性」研究成果レポートを公表	3月 ● 「HACCPセミナー」を開催
● 地域プラットフォーム ※「シルクカントリープラットフォーム」を設立	4月 ● 地域の魅力を発信するウェブメディア「つくひ」を公開
※地域プラットフォーム…経済産業省が主管となり、認定支援機関の連携・活用により、高度な経営分析等を行う専門家の派遣を実施し、中小企業等の新たなビジネス創造や経営改革等をサポートする仕組み	
令 和	
2019(元年) 7月 ● 経営支援プラットフォーム「Shinonome Big Advance」の取り扱いを開始	2022(4年) 10月 ● 「しなのめ信金SDGs宣言サポート」取り扱いを開始
11月 ● 通帳レス口座の取り扱いを開始	● 「しなのめ未来創造ファンド」設立
2020(2年) 3月 ● しなのめ信用金庫公式アプリのリニューアルを実施	2023(5年) 3月 ● 投資専門子会社「しなのめキャピタル株式会社」開業
● 県内4金融機関による「M&Aに係る業務提携契約」を締結	5月 ● 事業承継ファンド「しなのめサマライズファンド」設立
● 新型コロナウイルス対応特別融資の取り扱いを開始	9月 ● ことから送金の取り扱い開始
10月 ● 個人総合相談プラザ『ha na soh(はなそう)』を総社吉岡支店に開設	2024(6年) 2月 ● 片貝支店新築移転オープン
2021(3年) 3月 ● 「前橋まちなかまちづくりファンド」を設立	3月 ● 群馬県内4金融機関にて相続業務共通化を発表
7月 ● 第1回ぐんまテックブラングランプリの開催	4月 ● ビジネスカジュアルを導入
11月 ● 個人総合相談プラザ高崎『ha na soh(はなそう)』開設	● 創立100周年記念事業をスタート
12月 ● 日本政策金融公庫と協調融資商品「しなのめ信金SDGsソーシャルビジネス支援資金」の取り扱いを開始	5月 ● 「前橋まちなか活性化の取組みに関する連携協定」締結
2022(4年) 2月 ● 地方創生支援事業「上信電鉄沿線まちの編集社」による連作ポスター・ブックレットの制作	6月 ● 信用金庫の日(募金活動)
5月 ● 群馬銀行との店舗外ATMの共同化	● 第79期通常総代会開催
9月 ● 前橋営業部リニューアルオープン	7月 ● 「電子契約サービス」取り扱いを開始
● 公式ホームページリニューアル	11月 ● 上半期決算概要を公表
	● 「富岡まちづくりアワード2024」開催
	2025(7年) 1月 ● 県内金融機関との「相続手続き共通化」の拡大
	3月 ● 前橋営業部ビルが「第34回BELCA賞」受賞

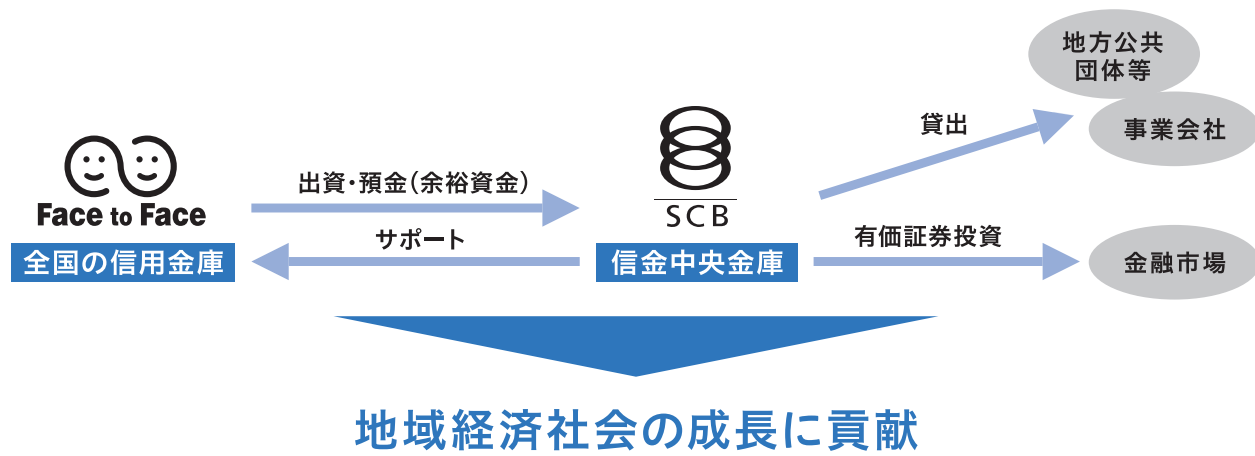
信金中央金庫

～信用金庫の「中央金融機関」～

信金中央金庫(略称:信金中金)は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関として1950年に創立しました。

信金中金は、信用金庫が個別に行うことが困難、または非効率である業務を補完していることに加え、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けたサポートのほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持につとめています。

また、国内有数の機関投資家として、全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した豊富な資金を、国内外の金融商品や事業会社・地方公共団体などへの貸出により運用しております。



外部格付(2025年3月末現在)

格付会社	長 期	アウトルック	短 期
ムーディーズ	A1	安定的	P-1
S&Pグローバル・レーティング	A	安定的	A-1
格付投資情報センター	A+	安定的	－
日本格付研究所	AA	安定的	－

グループ紹介

信金中金グループは、信金中金およびグループ会社9社で構成されており、全国の信用金庫と連携しつつグループ一体となって幅広いサービスを提供しています。

証券業務 しんきん証券(株) 信金インターナショナル(株)	投資運用業務 しんきんアセットマネジメント投信(株)
地域商社業務 しんきん地域創生ネットワーク(株)	投資・M&A仲介業務 信金キャピタル(株)
海外ビジネス支援業務 信金シンガポール(株)	データ処理の受託業務等 (株)しんきん情報システムセンター
消費者信用保証業務 信金ギャランティ(株)	事務処理の受託業務等 信金中金ビジネス(株)

開示項目一覧

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

I. 単体（信用金庫法施行規則第132条に定める開示項目）

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- イ) 事業の組織 9
- ロ) 理事及び監事の氏名及び役職名 9
- ハ) 事業所の名称及び所在地（店舗一覧） 60
- ニ) 当該金庫を所属信用金庫とする
信用金庫代理業者に関する事項 該当なし

2. 金庫の主要な事業の内容 57

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- イ) 直近の事業年度における事業の概況 2
- ロ) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標 19
 - (1) 経常収益 19
 - (2) 経常利益又は経常損失 19
 - (3) 当期純利益又は当期純損失 19
 - (4) 出資総額及び出資総口数 19
 - (5) 純資産額 19
 - (6) 総資産額 19
 - (7) 預金積金残高 19
 - (8) 貸出金残高 19
 - (9) 有価証券残高 19
 - (10) 単体自己資本比率 19
 - (11) 出資に対する配当金 19
 - (12) 職員数 19
- ハ) 直近の2事業年度における事業の状況

・主要な業務の状況を示す指標

- (1) 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。） 19
- (2) 資金運用収支、役務取引等収支及び
その他業務収支 19
- (3) 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、
利息、利回り及び資金利ざや 20
- (4) 受取利息及び支払利息の増減 20
- (5) 総資産経常利益率 20
- (6) 総資産当期純利益率 20

・預金に関する指標

- (1) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の
預金の平均残高 21
- (2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金及び
その他の区分ごとの定期預金の残高 21

・貸出金等に関する指標

- (1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の
平均残高 21
- (2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 21
- (3) 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額 22
- (4) 使途別の貸出金残高 21
- (5) 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合 22
- (6) 預貸率の期末値及び期中平均値 20

・有価証券に関する指標

- (1) 商品有価証券の種類別の平均残高 該当なし
- (2) 有価証券の種類別の残存期間別の残高 23
- (3) 有価証券の種類別の平均残高 23
- (4) 預証率の期末値及び期中平均値 20

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- イ) リスク管理の体制 3
- ロ) 法令遵守の体制 4

- ハ) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための
取組みの状況 6～8

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

- イ) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 13～14
注記 15～18
- ロ) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び
(1) から(4) に掲げるものの合計額
(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 26
(2) 危険債権 26
(3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ） 26
(4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ） 26
(5) 正常債権 26
- ハ) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に
定める事項 34
- ニ) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、
時価及び評価損益
(1) 有価証券 24
(2) 金銭の信託 24
(3) 信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に掲げる取引
（デリバティブ取引関係） 25
- ホ) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 22
- ヘ) 貸出金償却の額 22
- ト) 貸借対照表・損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金
処理計算書について会計監査人の監査を受けている旨 14

6. バーゼルⅢ第3の柱による開示 34～47

II. 連結（信用金庫法施行規則第133条に定める開示項目）

1. 金庫及びその子会社の概況に関する事項

- イ) 金庫及びその子会社の主要な事業の内容及び組織の構成 27
- ロ) 金庫の子会社に関する事項 27

2. 金庫及びその子会社の主要な事業に関する事項

- イ) 直近の事業年度における事業の概況 27
- ロ) 直近の5連結会計年度における主要な事業の状況を示す指標 27

3. 金庫及びその子会社の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

- イ) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び
連結剰余金計算書 28～29
注記 30～33
- ロ) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び
(1) から(4) に掲げるものの合計額
(1) 破産更正債権及びこれらに準ずる債権 26
(2) 危険債権 26
(3) 三月以上延滞債権（貸出金のみ） 26
(4) 貸出条件緩和債権（貸出金のみ） 26
(5) 正常債権 26
- ハ) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が
別にさだめる事項 48～56
- ニ) 金庫及びその子法人等が2以上の異なる種類の事業を営んでいる
場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常
収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出
したもの 27

4. 報酬等に関する事項 27

店舗のご案内

業務を行う地区一覧（令和7年3月31日現在）		
群馬県 富岡市 前橋市 高崎市 藤岡市 安中市 伊勢崎市 桐生市 太田市 みどり市 渋川市	甘楽郡 多野郡 北群馬郡 佐波郡	埼玉県
		本庄市
		熊谷市
		（旧大里郡妻沼町・大里町・江南町を除く）
		深谷市
		大里郡
		秩父市のうち旧秩父郡吉田町
		児玉郡
長野県		佐久市
		北佐久郡軽井沢町

自動機設置台数（令和7年3月31日現在）	
ATM(自動入金機)	115
自動両替機	8

店舗一覧（令和7年5月31日現在）				
地区	店舗番号	店舗名	電話番号	所在地
甘楽富岡地区	012 022	本店営業部 七日市支店(本店営業部内)	0274-62-3111	富岡市富岡1123
	013 018	下仁田支店 南牧支店(下仁田支店内)	0274-82-2255	甘楽郡下仁田町大字下仁田370-1
	015	一ノ宮支店	0274-63-2045	富岡市一ノ宮1381
	016	小幡支店	0274-74-2231	甘楽郡甘楽町大字小幡285-3
	024	富岡東支店	0274-64-0591	富岡市富岡1218-6
	026	高瀬支店	0274-62-3675	富岡市中高瀬553-1
	029	大塚支店	0274-22-6701	藤岡市上大塚375-1
多野藤岡地区	035	藤岡営業部	0274-22-1411	藤岡市藤岡922-4
	036	鬼石支店	0274-52-2626	藤岡市鬼石277-2
	040	藤岡東支店	0274-23-8800	藤岡市藤岡1-1
地安中	042	藤岡市役所出張所	0274-24-1035	藤岡市中栗須327
	017 025	安中支店 原市支店(安中支店内)	027-382-1515	安中市安中2-2-39
高崎地区	014	吉井支店	027-387-2811	高崎市吉井町吉井146-1
	019	高崎支店	027-326-5311	高崎市上中居町58
	056	高崎東支店(高崎支店内)		
	020	六郷支店	027-362-2727	高崎市下小島町304-1
	021	石原支店	027-327-3035	高崎市石原町3312-1
	027	剣崎支店	027-344-3111	高崎市剣崎町1154-1
	030	倉賀野支店	027-347-0011	高崎市倉賀野町441-1
	034	井野支店	027-361-2828	高崎市井野町1121-4
	038	新町支店	0274-42-1105	高崎市新町2139-6
	053 032	中泉支店 群馬町支店(中泉支店内)	027-373-1111	高崎市中泉町667-1
前橋地区	046 047	前橋営業部 岩神町支店(前橋営業部内)	027-230-9100	前橋市千代田町2-3-12
	049	天大支店	027-243-4111	前橋市文京町4-20-20
	052	芳賀支店	027-269-6821	前橋市高花台1-9-5
	054	前橋南支店	027-224-1085	前橋市南町4-32-18
	055	片貝支店	027-243-3971	前橋市西片貝町5-18-35
	057	新前橋支店	027-253-2411	前橋市古市町228-2
	058 068	駒形支店 山王支店(駒形支店内)	027-266-2811	前橋市駒形町1051-1
	062 060	大胡営業部 宮城支店(大胡営業部内)	027-283-3111	前橋市大胡町34
	067	若宮支店	027-231-1581	前橋市若宮町4-18-13
	069	城南支店	027-268-2121	前橋市二之宮町1250-3
	070	小出支店	027-232-1321	前橋市上小出町3-18-13
	071	亀泉支店	027-269-8686	前橋市亀泉町271-5
	072	富士見支店	027-288-8000	前橋市富士見町小暮1606-7
	073 048	前橋西支店 石倉支店(前橋西支店内)	027-253-4141	前橋市元総社町2474-1
	075	総社吉岡支店	0279-55-6262	北群馬郡吉岡町大字大久保901-1
伊勢崎桐生地区	051 061	伊勢崎支店 藪塚支店	0270-23-1811 0277-78-3211	伊勢崎市今泉町2-946-13 太田市大原町658-1
	063 059	大間々支店 新里支店(大間々支店内)	0277-73-1801	みどり市大間々町大間々928-2
	065	桐生支店	0277-52-5811	桐生市相生町1-321-11
	039 044	本庄支店 上里支店	0495-21-2222 0495-33-8800	埼玉県本庄市駅南1-13-10 埼玉県児玉郡上里町大字七本木3267-1

ATM一覧（令和7年5月31日現在）	
地区	出張所名
甘楽富岡地区	富岡市役所出張所 TRIAL Smart富岡バイパス店出張所 富岡下高尾共同出張所 ベシニア富岡店出張所 南蛇井出張所 カインズSuc富岡甘楽店出張所 フォリオ富岡出張所 七日市出張所
多野藤岡地区	ドン・キホーテUNY藤岡出張所 藤岡東ショッピングセンター出張所 藤岡市役所出張所 プレスボ藤岡出張所 上野村共同出張所 万場共同出張所
地安中	セキチュー安中店出張所
高崎地区	ベシニア吉井店出張所 高崎市役所共同出張所 高崎オーバ出張所 並榎出張所 高崎東出張所
前橋地区	岩神町出張所 石倉出張所 前橋市役所出張所 群馬大学附属病院共同出張所 ベルク前橋大島店出張所 けやきウォーク前橋出張所 フレッシュイ貝店出張所 フレッシュイ大利根店出張所 カインズホーム大胡店出張所 ショッピングセンターアタイム出張所 ベシニア前橋おおごモール出張所 ヤオコー前橋日吉店出張所 ガーデン前橋出張所 川原出張所 ベシニア前橋モール出張所 ベシニア前橋ふじみモール出張所 前橋問屋センター出張所 ベシニア前橋岩神店共同出張所 カインズ前橋小島田店出張所 宮城共同出張所 山王出張所
桐伊勢崎地区	ベシニア伊勢崎スーパーモール出張所 ベシニア新里店出張所 さくらもーる出張所



夢を語ろう、手をつなごう。

しののめ信用金庫

【本店営業部】 群馬県富岡市富岡1123 TEL.0274-62-3111

【本部】 群馬県高崎市上中居町58 TEL.027-330-1175